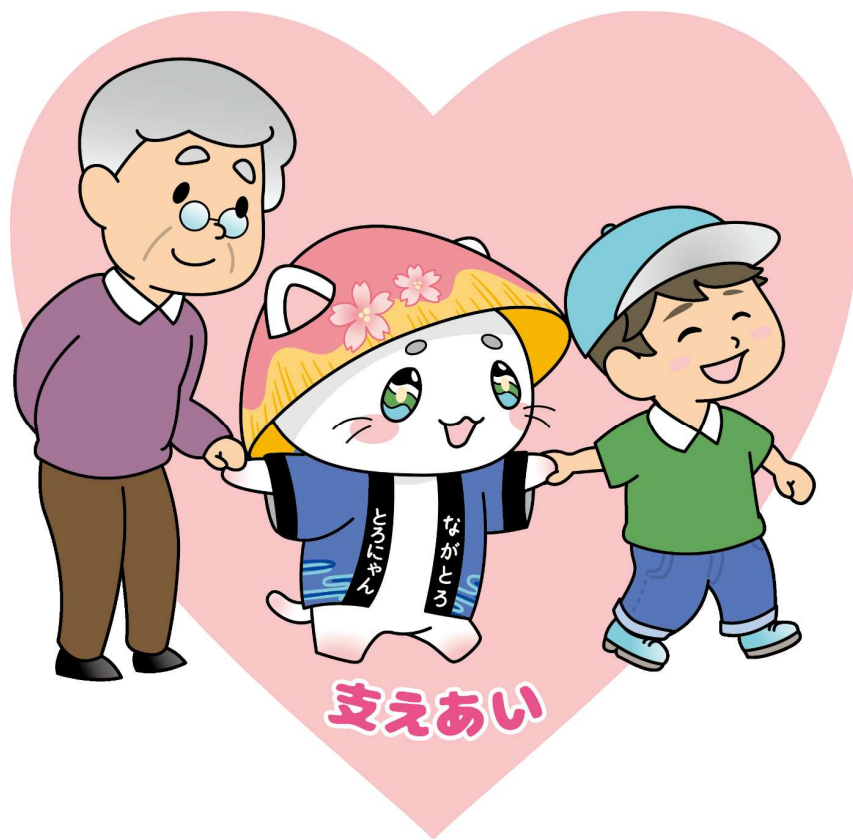


長瀬町
地域福祉計画・地域福祉活動計画
【第3次】



令和8年3月
長瀬町
社会福祉法人 長瀬町社会福祉協議会

目 次

第1章 計画の概要	1
1 計画策定の背景	1
2 地域福祉とは	2
3 計画の位置づけ	5
4 計画の期間	6
5 計画策定の体制	6
第2章 地域福祉をめぐる長瀬町の現状	7
1 統計データからみる現状	7
2 アンケート調査からみる現状	12
第3章 計画の基本的な考え方	29
1 計画の基本理念	29
2 計画の基本目標	30
3 施策体系	31
第4章 施策展開	33
基本目標1 住民・団体・行政の協働による支え合いの地域づくり	33
基本目標2 安心した暮らしを実現するための取組の充実	38
基本目標3 福祉サービスの利用を支援するための体制の強化	47
第5章 長瀬町成年後見制度利用促進基本計画	51
1 計画の基本目標と施策体系	51
2 施策展開	52
第6章 長瀬町再犯防止推進計画	55
1 計画の基本目標と施策体系	55
2 施策展開	56
第7章 計画の推進	61
1 地域福祉の担い手	61
2 計画の推進体制	63
3 計画の進捗管理	63
資料編	65
1 長瀬町健康福祉推進委員会設置要綱	65
2 長瀬町健康福祉推進委員会委員名簿	66
3 計画策定の経過	67

第1章 計画の概要

1 計画策定の背景

本町では、平成27年3月に第1次計画、令和3年3月に第2次計画を策定し、地域に暮らすすべての人が安心して暮らせる地域づくりを目指して、地域福祉の推進に取り組んできました。

これまでの計画を通じて、地域の支え合い活動や相談体制の充実など、一定の成果を上げてきましたが、社会を取り巻く環境は大きく変化しています。

人口減少と少子高齢化が進み、高齢者のみの世帯や単身世帯が増加する一方、若い世代の都市部への流出や地域での人間関係の希薄化が進行しています。こうした中、ひきこもりや生活困窮、8050問題¹、ヤングケアラー²など、複数の課題が重なり合うケースや、制度の狭間にある支援困難な事例が増えています。また、新型コロナウイルス感染症の影響により、地域活動やボランティア活動の中止・縮小を余儀なくされ、人と人との関係の希薄化は一層進み、孤独や孤立の問題が深刻化しました。

国では、こうした複雑化・複合化した課題に対応するため、「地域共生社会」の実現を掲げ、令和3年度に「重層的支援体制整備事業」を創設しました。この仕組みは、子ども・障がい者・高齢者・生活困窮者などの分野を問わず、誰もが相談できる包括的な相談体制を整え、地域住民や多様な主体が支え合う社会を目指すものです。また、国連が掲げる持続可能な開発目標（SDGs）の理念に沿って、地方自治体にも持続可能な地域づくりが求められています。埼玉県においても、「第6期埼玉県地域福祉支援計画」を策定し、「つながりを広げ、地域力を高める埼玉」を目指した取組を進めています。

本町においても、地域の多様な課題を一つの分野だけで解決することは難しくなっています。今後は、住民・福祉団体・事業者・社会福祉協議会・行政がそれぞれの役割を担いながら、お互いに協力し合う関係を強化することが求められます。そして、自助・互助・共助・公助を重層的に組み合わせ、地域住民が主体的に支え合う仕組みを整えることが重要です。また、災害への備えやデジタル技術の活用など、時代の変化に対応した福祉の仕組みづくりも進めていかなければなりません。

このような状況を踏まえ、本計画は、これまでの取組を継承しつつ、新たな課題に対応し、すべての町民が住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けられる地域社会の実現を目指すものです。そのための基本的な考え方や方向性を示す指針として、令和8年度から令和12年度までを計画期間とする「長瀬町地域福祉計画・地域福祉活動計画（第3次）」を策定します。

¹ 8050問題…80代の親が、無職や引きこもり状態にある50代の子どもの生活を、親の年金や資産で支えて生活するという社会問題。

² ヤングケアラー…本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている18歳未満の子どものこと。

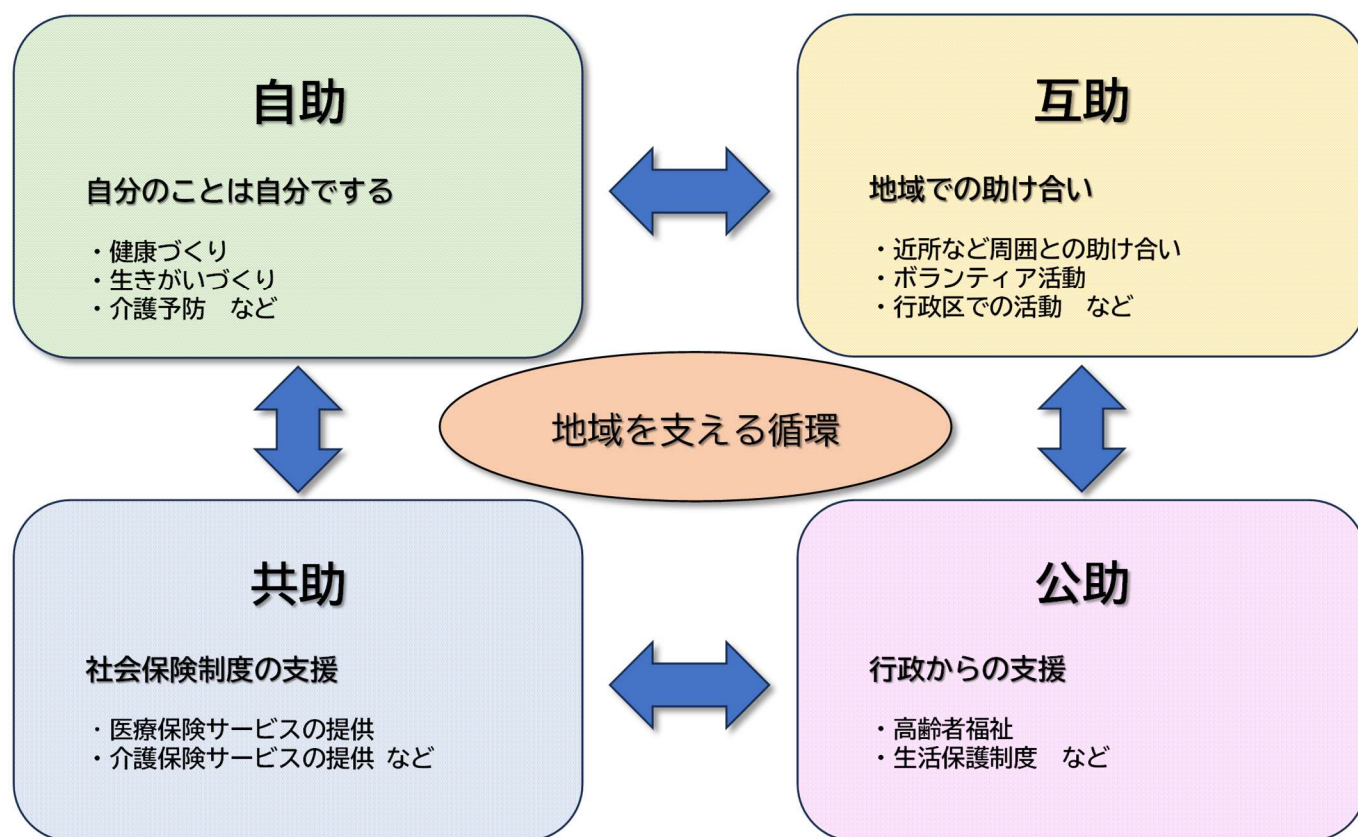
2 地域福祉とは

(1) 地域福祉の考え方

地域福祉とは、誰もが安心して暮らせる地域を実現するために、地域住民や行政、福祉団体、企業など多様な主体が力を合わせ、支え合う仕組みを築くことです。近年では、少子高齢化や単身世帯の増加、災害への備えといった課題を背景に、一人ひとりが自分でできることを担う「自助」の姿勢と、隣近所や身近な人とのつながりを通じてお互いに助け合う「互助」の精神がより一層重視されています。

あわせて、住民の暮らしの安心を確かなものにするためには、医療保険や介護保険など、社会全体で負担を分かち合う仕組みにより、必要なサービスを安定的に利用できる「共助」が欠かせません。そして、これらを支える基盤として、行政が公平で持続可能な仕組みを整備し、地域活動を支援する「公助」の役割が求められています。本計画では、この自助・互助・共助・公助が相互に連携し補い合うことで、多様な主体が共通の目的である地域福祉の推進に向けて協働する体制を整えていきます。

〈地域福祉を支える4要素〉



(2) 地域福祉計画・地域福祉活動計画

本計画は、社会福祉法第107条に基づき、市町村が策定する地域福祉推進の基本計画です。同法第106条の3に定める「住民の参加促進」を重視し、地域の多様な主体と協働しながら、福祉サービスの利用調整や包括的支援体制を整備します。

平成30年改正により、地域福祉計画は他の福祉計画を統括する位置づけとなり、住民・関係機関との連携や重層的支援体制整備事業の活用が求められています。また、同法第109条に基づき、社会福祉協議会は地域福祉活動計画を策定し、住民協働の実践を進めます。

■社会福祉法に記載されている概要

社会福祉法第106条の3（包括的な支援体制の整備）
<p>社会福祉法第106条の3は、市町村が地域福祉を推進するにあたり、単に制度を運用するだけでなく、地域住民や地域の関係機関の主体的な参加を促進し、住民自らが地域課題の解決に関与できる環境を整備するよう努めるものとしています。</p> <p>この規定により、市町村における地域福祉の計画策定や事業推進においては、住民参加の促進が基本的な責務として位置づけられています。</p>
社会福祉法第107条（市町村地域福祉計画）
<p>社会福祉法第107条は、市町村が地域福祉の推進に関して定める基本的な方針として、地域福祉計画を策定するよう努めるものとしています。</p> <p>この条文により、市町村は高齢者、障がい者、児童を含む福祉全分野に共通する課題に対応し、住民の生活の安定や福祉サービスの円滑な利用を図るための方針を計画として明示する責務を負います。</p> <p>また、計画策定にあたっては、地域の実情を踏まえ、住民、関係団体、事業者等と連携し、包括的な支援体制の構築や地域福祉活動の推進を総合的に進めることが求められています。</p>
社会福祉法第109条（市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会）
<p>社会福祉法第109条は、地域福祉の推進を目的とする社会福祉協議会の役割を規定しています。この条文により、社会福祉協議会は、地域住民や関係団体と協働して地域福祉活動を計画的に推進することが求められます。</p> <p>具体的には、地域の実情に応じた福祉サービスの利用促進や住民参加の支援、地域における生活課題への対応、福祉資源の活用と調整などを通じて、地域福祉の充実に資する活動を行う責務を負っています。</p> <p>また、社会福祉協議会は市町村と連携して、地域福祉計画や地域福祉活動計画に基づく取組を推進することが求められています。</p>

(3) 地域共生社会の実現

「地域共生社会」とは、社会構造の変化や人々の暮らしの変化を踏まえ、高齢者福祉、障がい福祉、児童福祉、生活困窮者支援などの制度・分野の枠や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えつながることで、一人ひとりが生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らしていくことのできる包摂的な社会のことです。この理念や考え方を踏まえた包括的な支援体制の整備や具体的な取組を推進する必要があります。

社会福祉法第4条に掲げられているとおり、社会福祉は「すべての住民が人としての尊厳を保持しつつ生活を営む権利を有する」という理念のもと、住民相互の連帯によって推進されるべきものです。したがって、この理念や考え方を踏まえ、地域における包括的な支援体制の整備や具体的な取組を推進することが求められています。

また、「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」（令和2年法律第52号）においては、令和22（2040）年を見据えて、また、地域共生社会の実現を目指して、社会福祉法等に基づく社会福祉基盤の整備と介護保険制度の一体的な見直しが行われました。これにより、重層的支援体制整備事業をはじめ、制度横断的な支援や住民参加を促す仕組みが法的に位置づけられています。

■「地域共生社会」の理念が示された、法令の例

社会福祉法・第4条（地域福祉の推進）
すべての住民が人としての尊厳を保持し、健やかで文化的な生活を営む権利を有することを基本理念としています。その実現のため、住民相互の連帯と参加を基盤に、行政と地域住民、関係団体が協力して社会福祉を推進すべきことを定めています。
「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」（令和2年法律第52号）
令和2年法律第52号は、地域共生社会の実現を目的に社会福祉法等を改正したものです。住民の多様な生活課題に対応するため、制度・分野横断の「包括的支援体制」を法的に位置づけ、重層的支援体制整備事業を創設しました。また、介護保険制度の見直しと併せて、2040年を見据えた地域福祉基盤の強化を図っています。

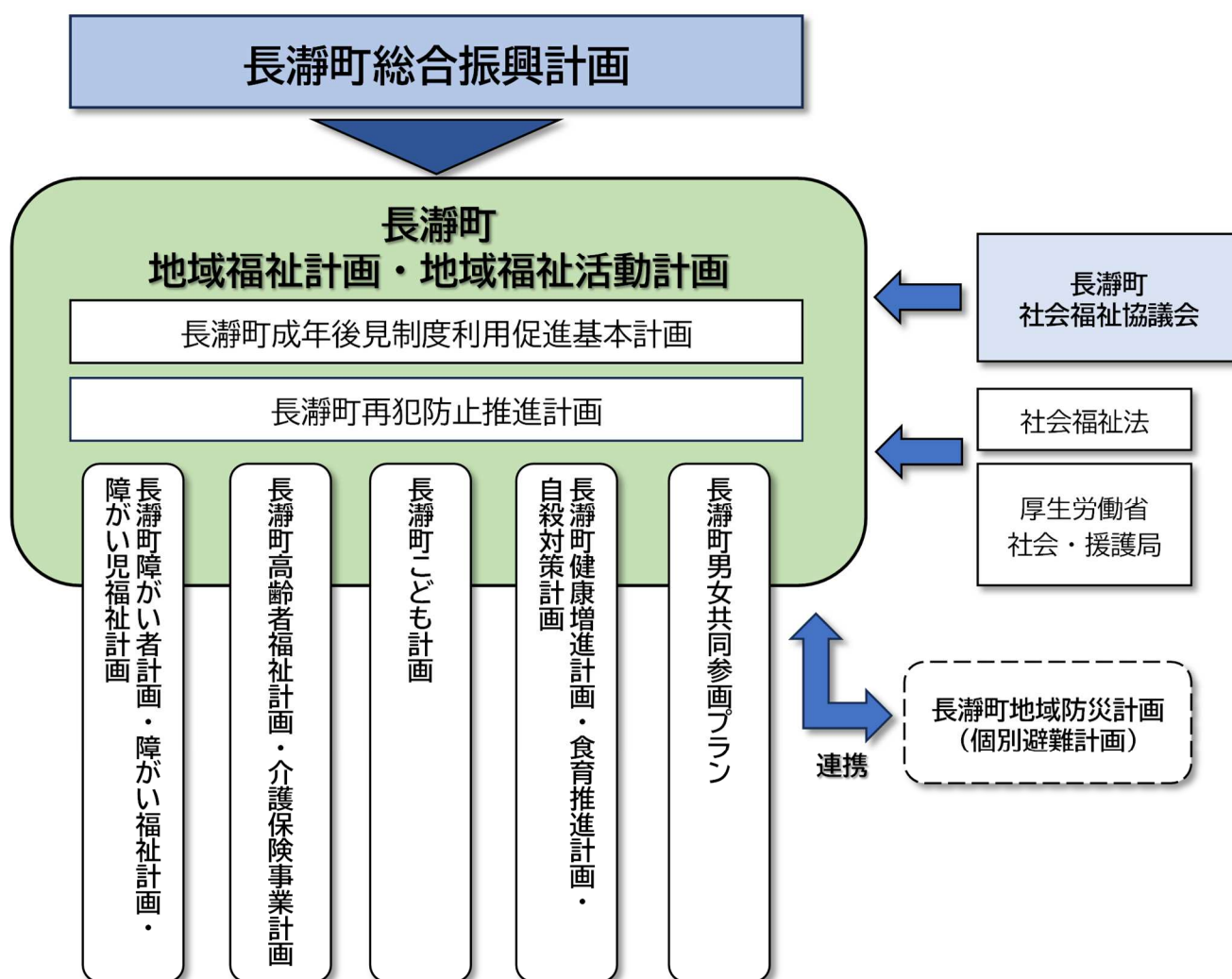
3 計画の位置づけ

本計画は、本町の最上位計画である「はつらつ長瀬プラン 第5次長瀬町総合振興計画（平成29年度～令和8年度）」に沿って推進します。社会福祉法等の関連法令に基づき、社会福祉協議会との連携も深めながら、他の福祉関連計画や地域防災計画との整合を図ります。

また、本計画では「成年後見制度利用促進基本計画^{※1}」及び「再犯防止推進計画^{※2}」も含まれた計画となっています。

※1…「成年後見制度利用促進基本計画」は、成年後見制度の利用の促進に関する法律第14条の規定に基づき策定します。

※2…「再犯防止推進計画」は、再犯の防止等の推進に関する法律第8条の規定に基づき策定します。



4 計画の期間

本計画は、令和8年度から令和12年度までの5か年計画とします。

ただし、変化する社会情勢や関連する他の個別計画との整合を図るため、必要に応じて見直しを行うものとします。

	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年	令和12年
計画期間	長瀬町地域福祉計画・地域福祉活動計画（第2次）					長瀬町地域福祉計画・地域福祉活動計画（第3次）【本計画】				

5 計画策定の体制

（1）計画策定の体制

本計画の策定にあたって、「長瀬町健康福祉推進委員会」において、協議・検討を行いました。委員の構成については、福祉関係者などから幅広い参画により、策定に関する協議・検討と計画に対する意見や要望の集約を図りました。

（2）計画策定への町民参加

本計画の策定にあたって、町内に在住する町民の生活実態を把握するとともに、町民の地域福祉に対する意識や意見を把握するため、アンケート調査を実施し、計画策定の基礎資料としました。

（3）パブリックコメントの実施

本計画に対して、町民から幅広い意見を反映させるために、令和7年12月22日から令和8年1月20日までの間、パブリックコメントを実施しました。

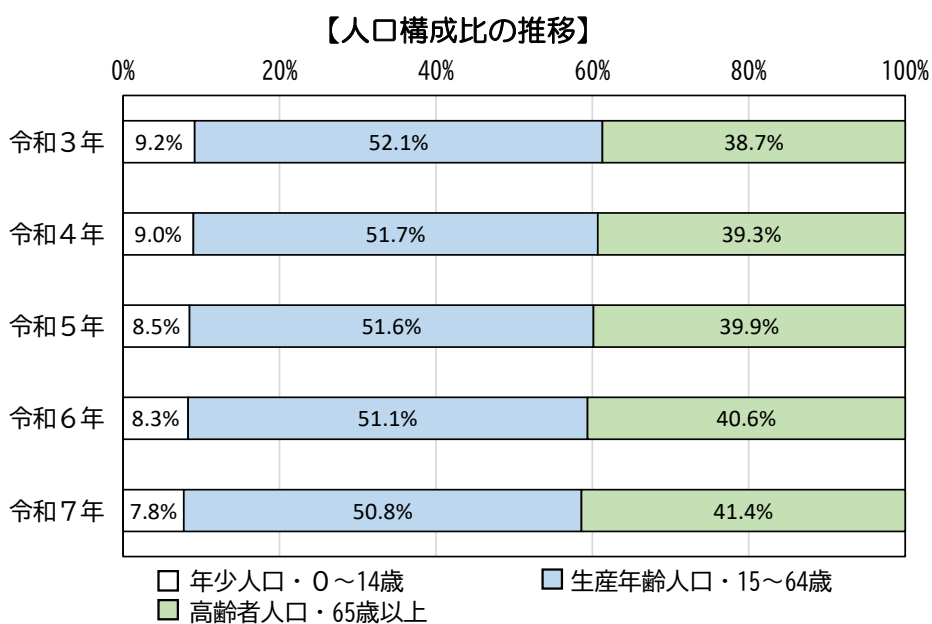
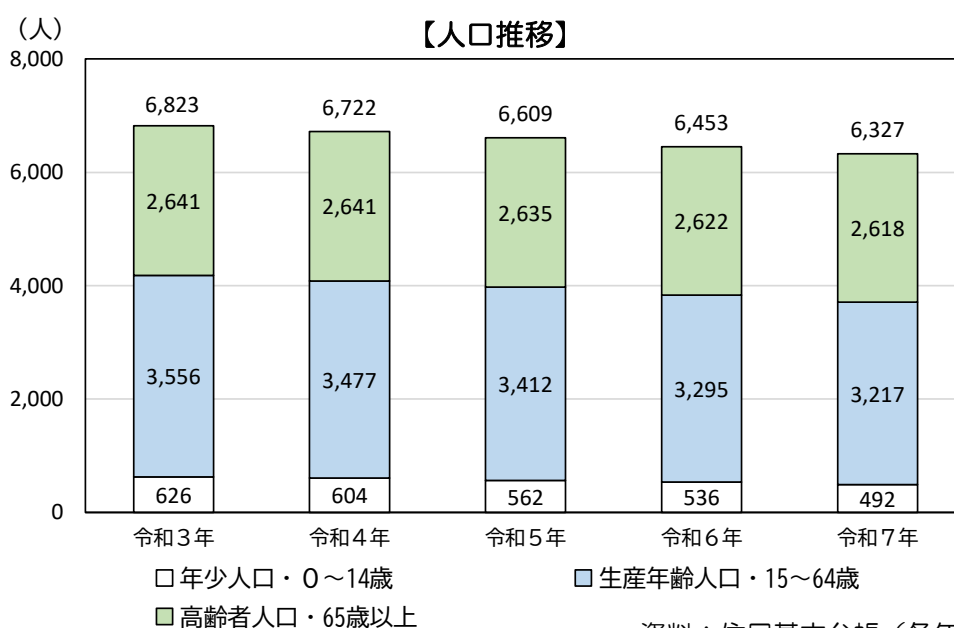
第2章 地域福祉をめぐる長瀬町の現状

1 統計データからみる現状

(1) 人口推移

本町では0～14歳の「年少人口」、15～64歳の「生産年齢人口」、65歳以上の「高齢者人口」のすべての年齢層の人口がこの5年では減少傾向に推移しています。

また、人口構成比をみると、令和6年以降の総人口に占める高齢者人口の割合が、40%を上回っており、高齢化の進行が顕著といえます。

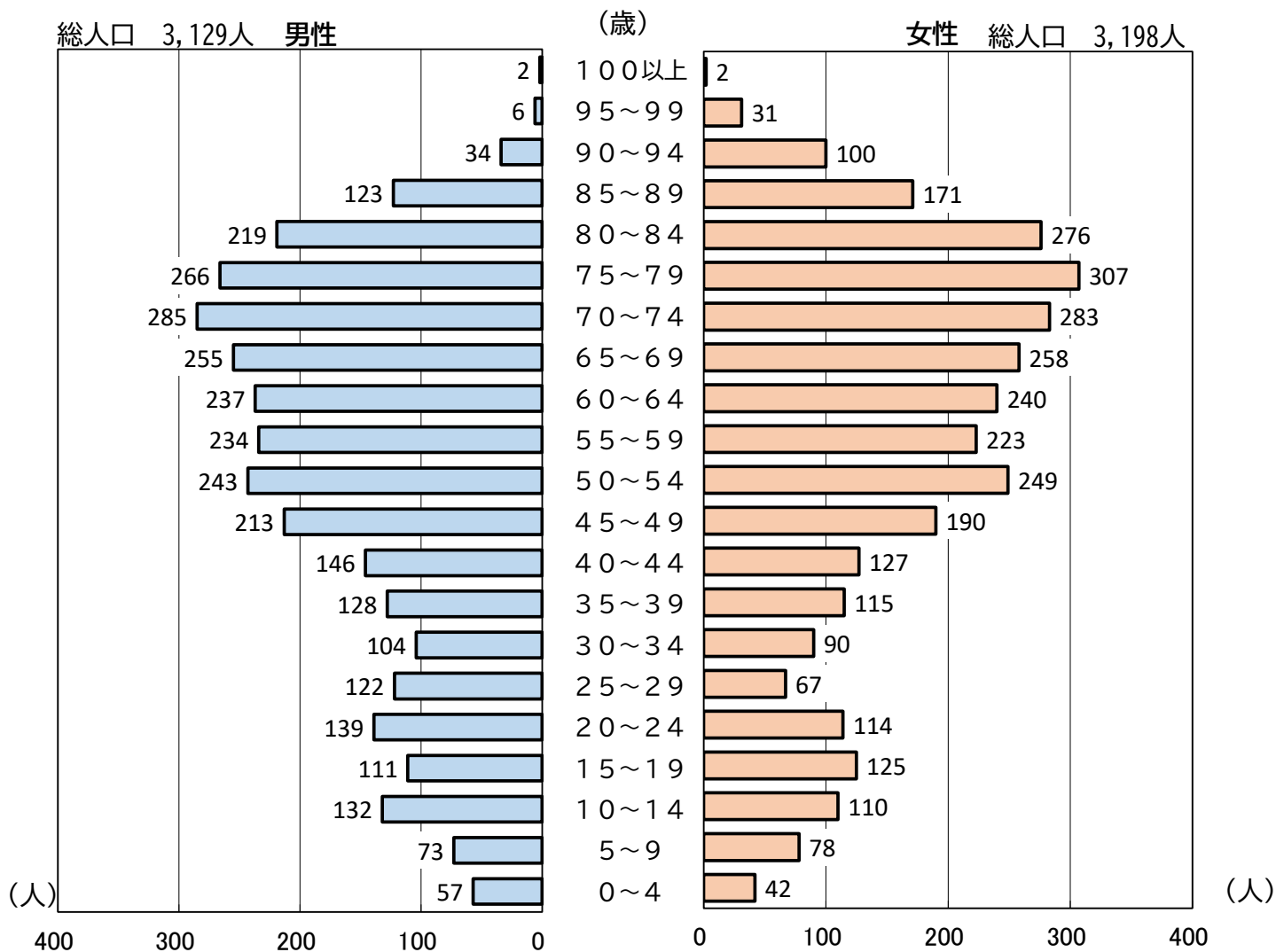


(2) 年齢別人口構成 (人口ピラミッド)

本町の人口構成を人口ピラミッドで見ると、50歳以上に人口が集中していることが明確であり、特に70歳代と、50～54歳代の年齢層については、前後の年齢層と比較して突出する形となっています。

また、50歳未満の年齢層では、女性人口が男性人口を下回る傾向にあり、特に25～29歳では、男女の人口差の乖離が大きくなっています。

【人口ピラミッド】



資料：住民基本台帳（令和7年4月1日）

(3) 高齢者世帯の状況

本町の全世帯数は減少傾向にありますが、高齢者を含む世帯³は増加しており、令和2年の高齢者を含む世帯数は1,657世帯と、63.8%の割合となっています。

また、高齢独居世帯⁴、高齢夫婦世帯⁵についても、世帯数、構成比ともに増加を続けており、令和2年では高齢独居世帯は394世帯、高齢夫婦世帯は411世帯となっています。

【世帯数の推移】

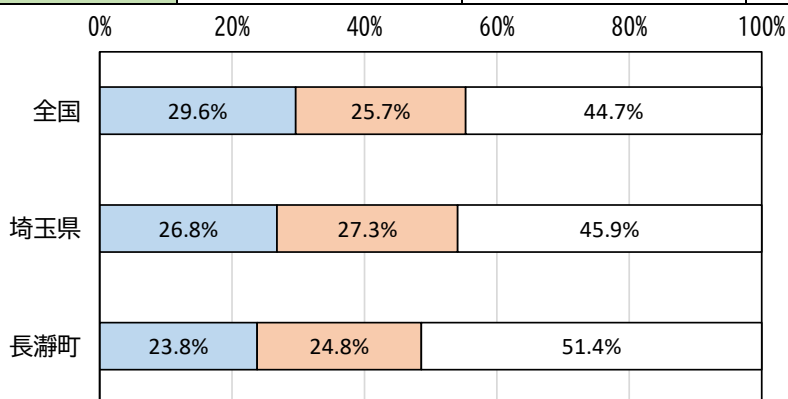
	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
全世帯数 ※一般世帯数	2,631	2,703	2,710	2,642	2,599
高齢者を含む世帯数 (全世帯数に占める割合)	1,260 (47.9%)	1,376 (50.9%)	1,523 (56.2%)	1,602 (60.6%)	1,657 (63.8%)
高齢独居世帯数 (高齢者を含む世帯に占める割合)	167 (13.3%)	216 (15.7%)	279 (18.3%)	348 (21.7%)	394 (23.8%)
高齢夫婦世帯数 (高齢者を含む世帯に占める割合)	213 (16.9%)	274 (19.9%)	329 (21.6%)	372 (23.2%)	411 (24.8%)

資料：地域包括ケア「見える化」システム（国勢調査）

高齢者を含む世帯の割合は、全国及び埼玉県の数値を上回っており、本町では高齢者を含む世帯が相対的に多い状況にあると言えます。一方で、高齢者を含む世帯の内訳をみると、高齢独居世帯割合は全国及び埼玉県の水準よりもやや低くなっています。

【長瀬町・全国・埼玉県の高齢者を含む世帯数・構成比（令和2年）】

	全国	埼玉県	長瀬町
全世帯数 ※一般世帯数	55,704,949	3,157,627	2,599
高齢者を含む世帯数 (全世帯数に占める割合)	22,655,031 (40.7%)	1,240,902 (39.3%)	1,657 (63.8%)
高齢独居世帯数	6,716,806	332,963	394
高齢夫婦世帯数	5,830,834	338,189	411



□ 高齢独居世帯 □ 高齢夫婦世帯 □ その他の高齢者世帯

資料：地域包括ケア「見える化システム」(国勢調査)

³ 高齢者を含む世帯…65歳以上の高齢者がいる一般世帯。

⁴ 高齢独居世帯…65歳以上の高齢者一人のみの一般世帯。

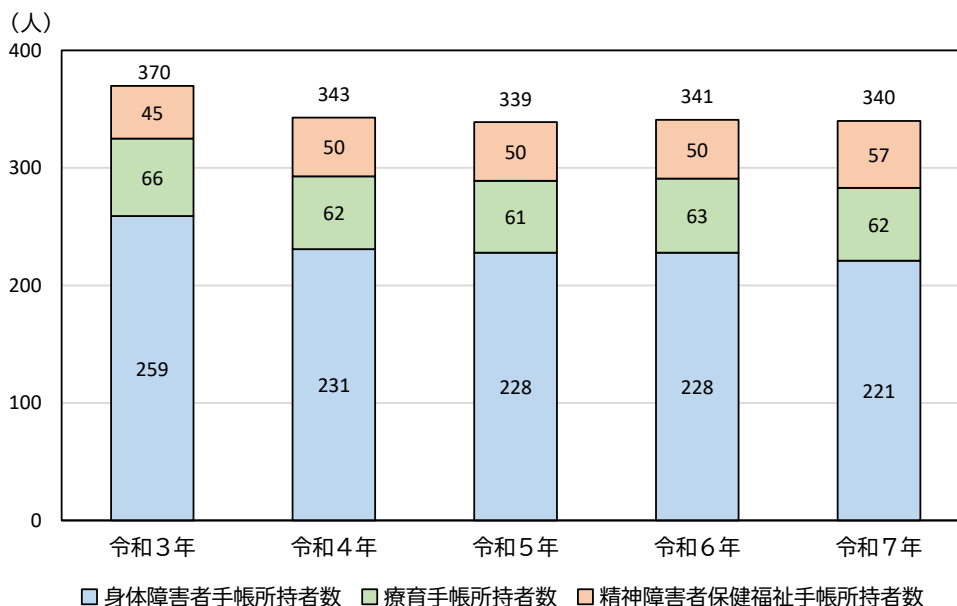
⁵ 高齢夫婦世帯…夫65歳以上、妻60歳以上の夫婦1組のみの一般世帯。

(4) 障がい者の状況

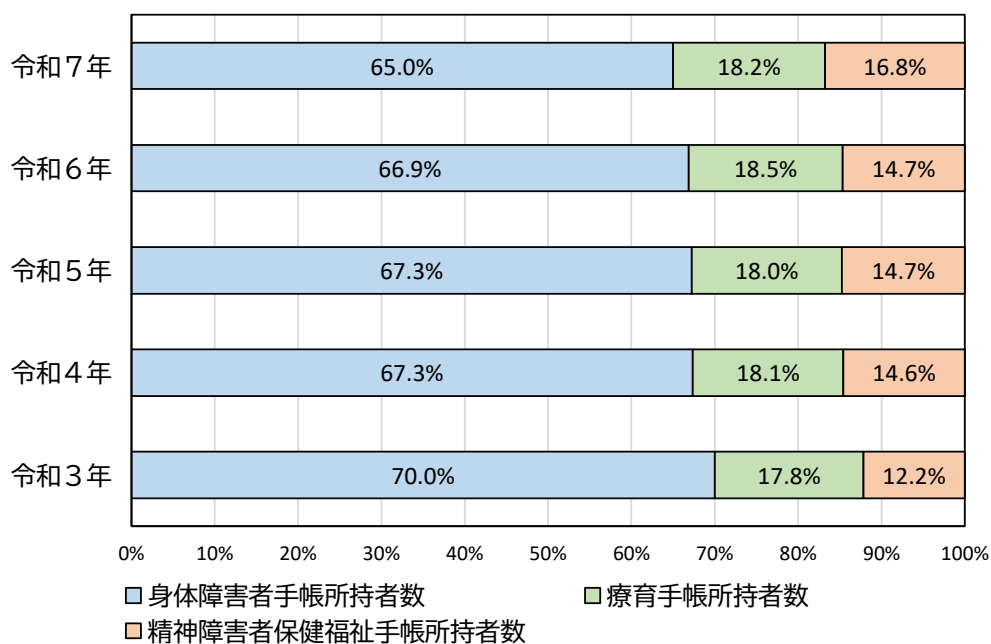
本町の手帳所持者の推移をみると、手帳所持者数全体では、令和7年は340人と、令和3年の370人と比して30人減少しています。

また、手帳所持者数の構成比をみると、身体障害者手帳所持者数が65～70%で推移しており最も高くなっています。

【手帳所持者数の推移】



【手帳所持者数の構成比の推移】



資料：福祉介護課（各年4月1日）

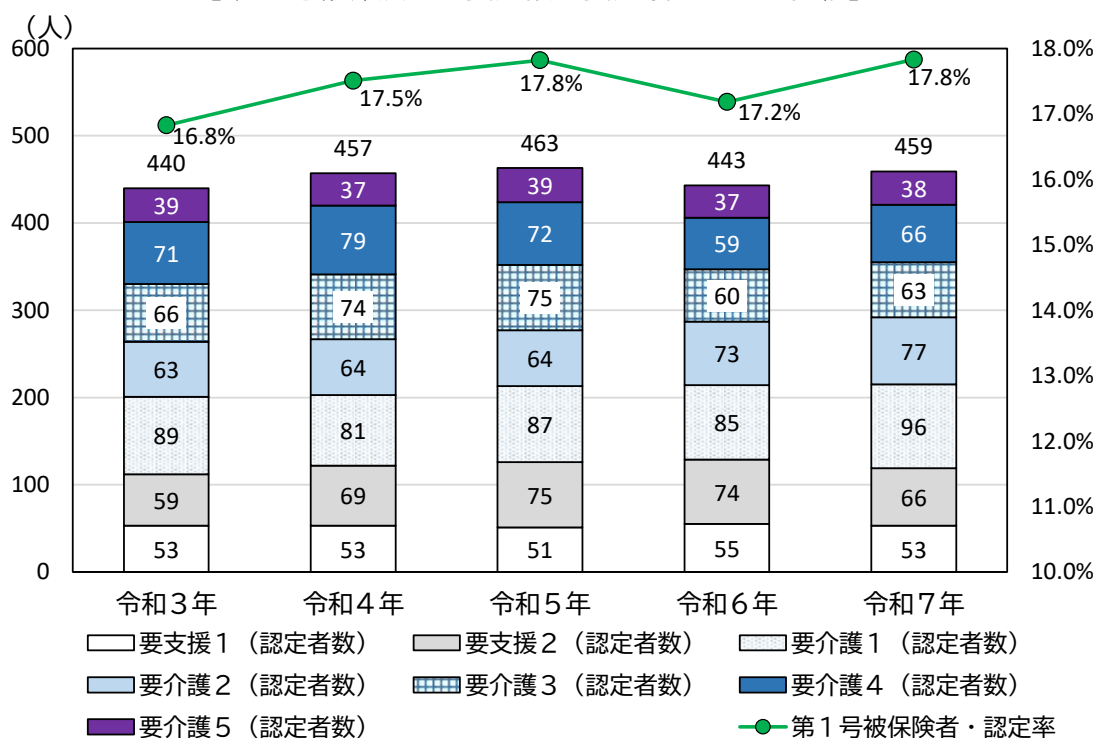
(5) 要介護者等の状況

本町の第1号被保険者の要支援・要介護認定者数は近年増加しており、令和7年には459人で、認定率は17.8%となっています。

令和7年時点で、各認定の内、要介護1が96人と最も多く、次いで要介護2が77人となっています。なお、過去5年間で最も増加したのは要介護2で、令和3年と比して、令和7年時点で14人増加しています。

一方、過去5年間で、要介護3～要介護5の認定者数が減少傾向となっています。

【第1号被保険者 要支援・要介護認定者の推移】



資料：福祉介護課（各年3月31日）

2 アンケート調査からみる現状

(1) 調査概要

調査の目的

本調査は、「長瀬町地域福祉計画・地域福祉活動計画（第3次）」の策定に向けて、地域福祉に対する町民の現在の意識や今後の意向や要望等を把握し、分析結果を計画策定の資料として活用することを目的として実施しました。

実施の概要

調査期間	調査対象	調査方法	抽出方法
令和7年7月8日（火） ～7月31日（木）	長瀬町在住の18歳以上の町民	郵送配布・回収、二次元コードにてWEB回答	住民基本台帳により、居住地区・年代・性別を考慮した無作為抽出

回収結果

配布数	回収数	有効回収数	有効回収率
800件	294件	294件（内web66件）	36.8%

アンケートの見方

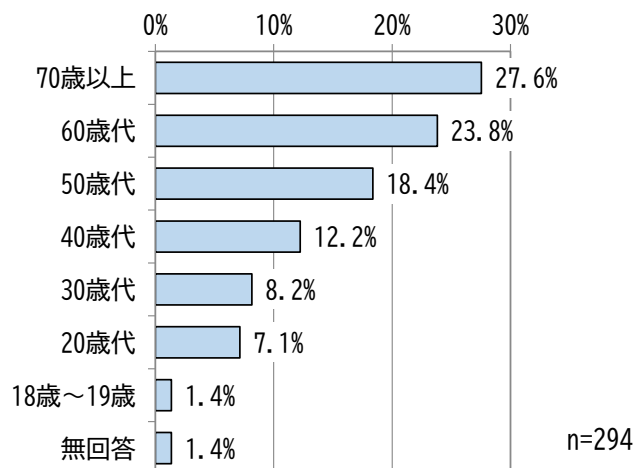
- ① 「n=0」を各設問の結果（各グラフ）に配置しています。「n」は各設問の非該当者を除いた回答者数を指します。基本的には有効回収数の294件が基となり、「n=294」となりますが、特定の回答をした方のみ回答する設問があり、その場合は特定の回答を選択した方の数が「n」の基数となります。
- ② 単数回答の設問における各選択肢の回答割合（比率）は、百分率（%）で示しています。各数値は、小数点以下第二位を四捨五入して算出しているため、比率の合計は100%にならない場合があります。
- ③ 複数回答の設問における各選択肢の回答割合（比率）は、非該当者を除いた回答者数（「n」で表す当該設問での該当者数）を基数とした百分率（%）で示しています。したがって、比率の合計値は100%以上となります。
- ④ 図や表、本文では、選択肢の一部や数値の一部を省略している場合があります。

(2) 調査結果概要 (地域福祉を推進するための町民意識調査結果の抜粋)

①あなたのことについて

あなたの年齢（7月1日時点）をお答えください。（1つに○）

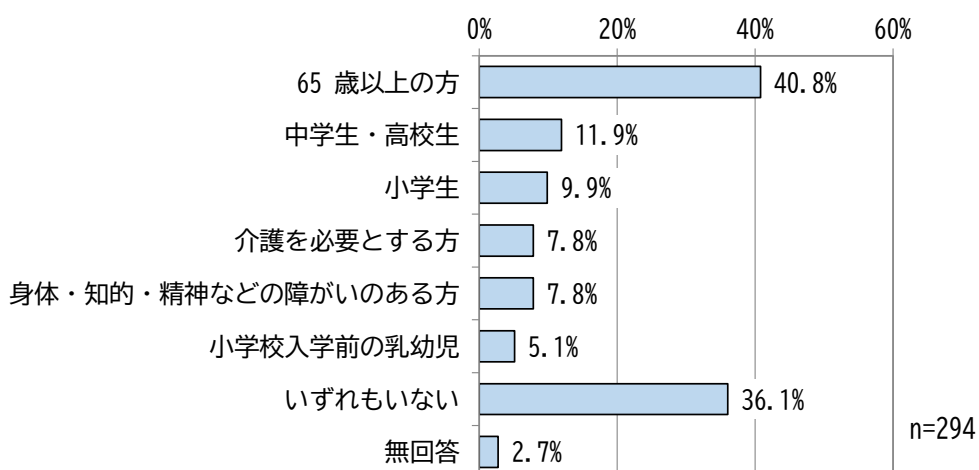
回答者の年齢については、「70歳以上」が27.6%と最も多く、次いで「60歳代」が23.8%、「50歳代」が18.4%となっています。



あなたもしくは同居の家族に次のような方はいますか。（あてはまるものすべてに○）

同居の家族については、「65歳以上の方」が40.8%と最も多く、次いで「中学生・高校生」が11.9%、「小学生」が9.9%となっています。

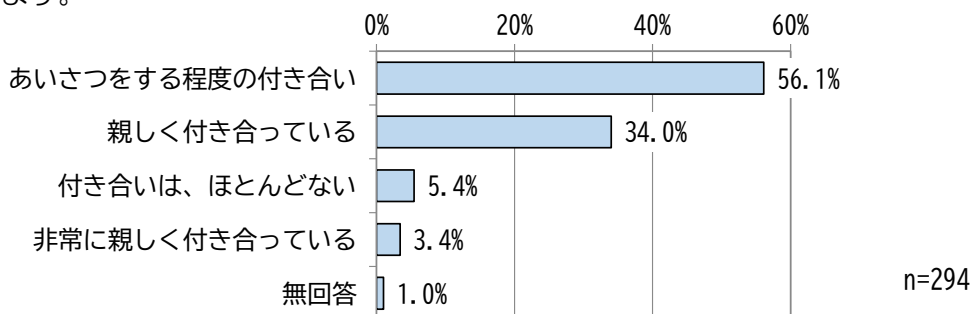
また、「いずれもない」が36.1%となっています。



②近所付き合いについて

あなたは、近所の人とどの程度のお付き合いをしていますか。(1つに○)

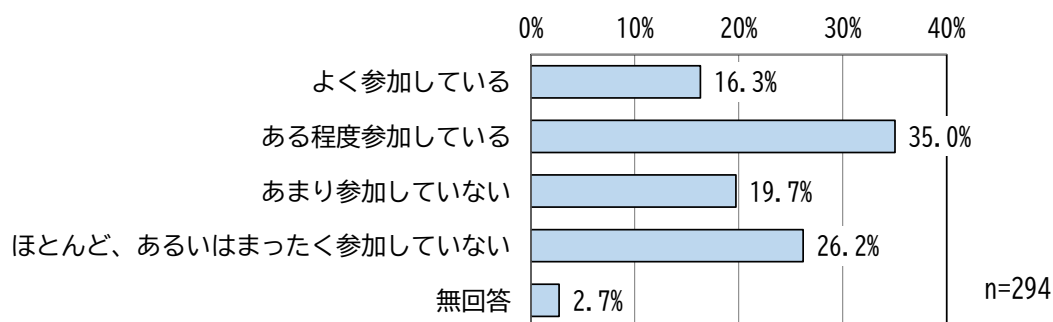
近所の人との付き合いの程度については、「あいさつをする程度の付き合い」が56.1%と最も多く、次いで「親しく付き合っている」が34.0%、「付き合いは、ほとんどない」が5.4%となっています。



あなたは、地域の活動にどの程度参加していますか。(1つに○)

地域の活動への参加頻度については、「よく参加している」「ある程度参加している」を合わせた『参加している』は51.3%となっています。

一方、「あまり参加していない」「ほとんど、あるいはまったく参加していない」を合わせた『参加していない』は45.9%となっています。



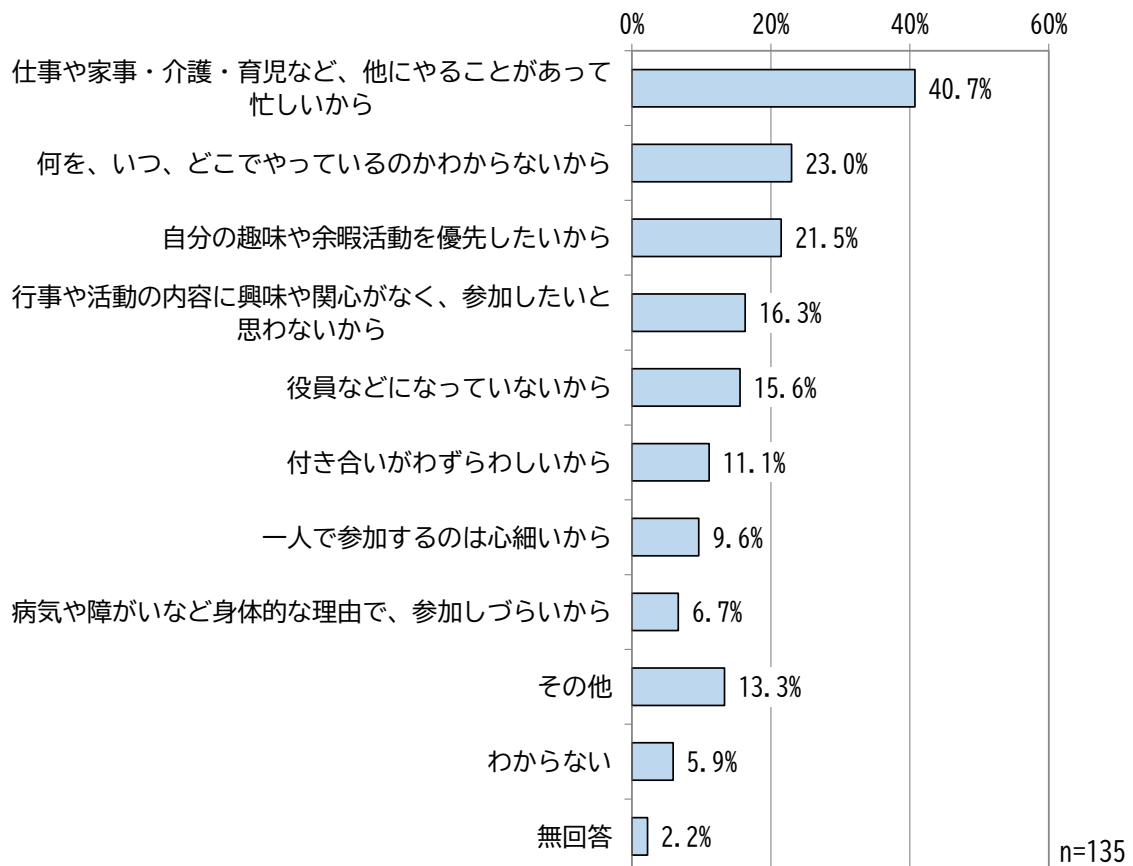
※地域活動例

環境美化活動 / 祭り / 地区運動団体・スポーツクラブ / 資源回収
 小中学校行事 / 地区文化祭 / 子ども会行事 / 学校協力活動 / 老人クラブ
 防災訓練 / 育児支援活動（子どもの見守り・保育所や幼稚園のボランティア） など

【あなたは、地域の活動にどの程度参加していますか。】の問いについて、「あまり参加していない」または「ほとんど、あるいはまったく参加していない」に○をした方のみ回答

地域の活動に参加しない主な理由は何ですか。(あてはまるものすべてに○)

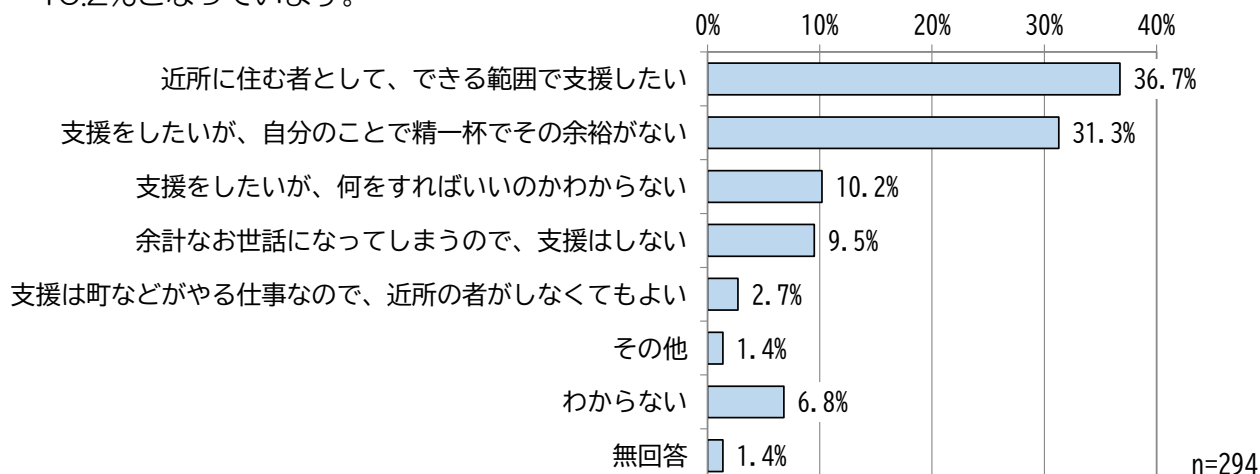
地域の活動に参加しない理由については、「仕事や家事・介護・育児など、他にやることがあつて忙しいから」が40.7%と最も多く、次いで「何を、いつ、どこでやっているのかわからないから」が23.0%、「自分の趣味や余暇活動を優先したいから」が21.5%となっています。



③地域福祉に対する考えについて

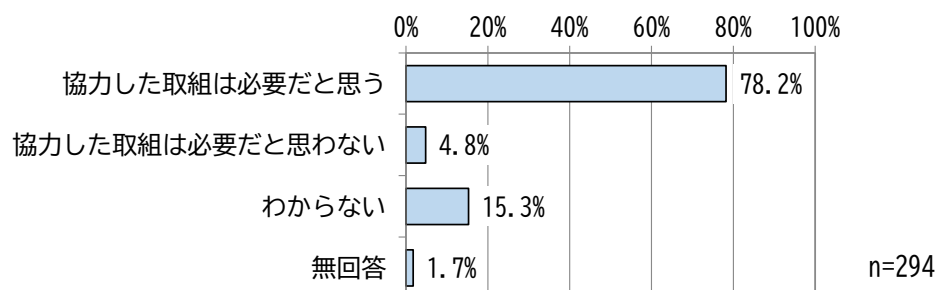
近所で支援を必要としている方（ひとり暮らしの高齢者・障がい者・介護者・子育て中の家族など）への日常生活上の手助けについて、あなたの考えに最も近いものはどれですか。（1つに○）

近所で支援を必要としている方への日常生活上の手助けについては、「近所に住む者として、できる範囲で支援したい」が36.7%と最も多く、次いで「支援をしたいが、自分のことで精一杯でその余裕がない」が31.3%、「支援をしたいが、何をすればいいのかわからない」が10.2%となっています。



あなたは、地域で起こる福祉課題への対応（ひとり暮らし高齢者の安否確認や孤独死の防止、子どもの虐待防止など）について、地域の人たちが協力して取り組む必要があると思いますか。（1つに○）

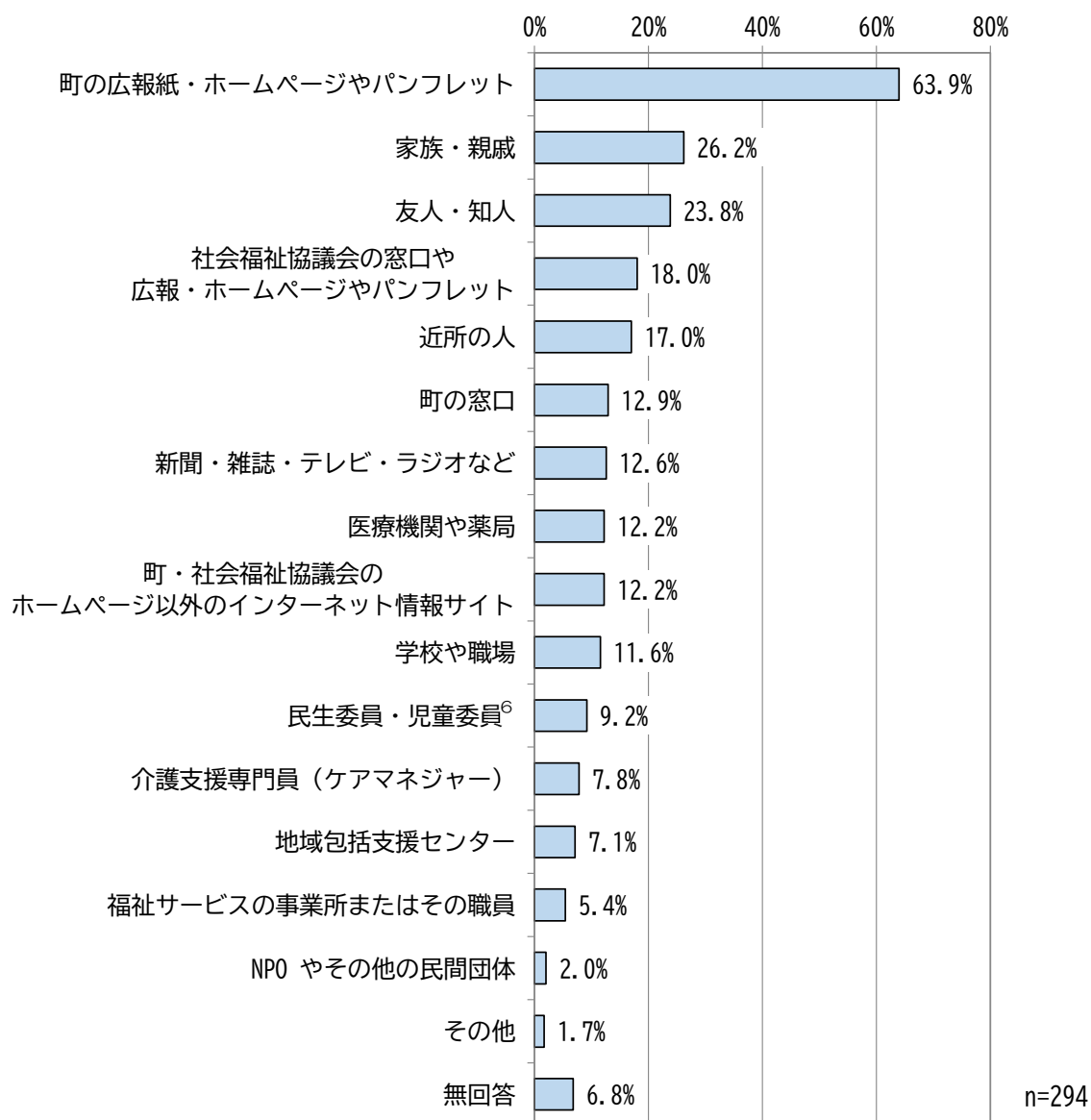
地域で起こる福祉課題への対応について、地域の人たちが協力して取り組む必要性については、「協力した取組は必要だと思う」が78.2%、「協力した取組は必要だと思わない」が4.8%、「わからない」が15.3%となっています。



④福祉に関する情報について

福祉に関する情報は、どこから入手していますか。また、今後効果的に情報を入手するためには、どこからの情報提供が充実するとよいと思いますか。(あてはまるものすべてに○)

今後、効果的に情報を入手するために充実するとよいと思う情報源については、「町の広報紙・ホームページやパンフレット」が63.9%と最も多く、次いで「家族・親戚」が26.2%、「友人・知人」が23.8%となっています。

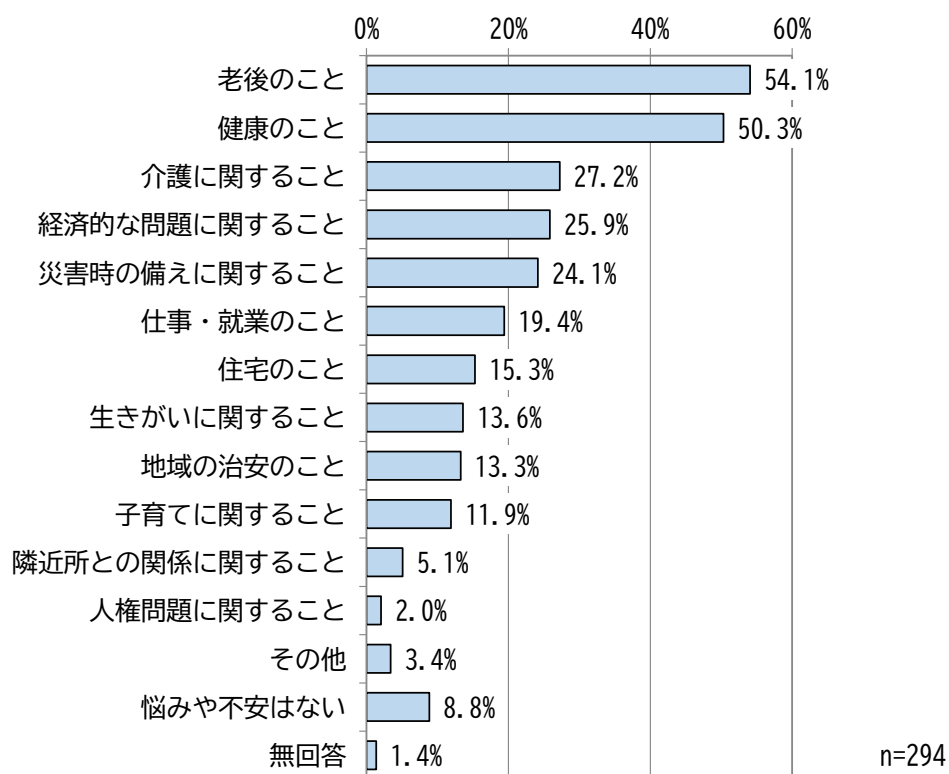


⁶ 民生委員・児童委員…厚生労働大臣から委嘱され、それぞれの地域において、住民の立場に立って相談に応じ、必要な支援を行い、社会福祉の増進に努めるボランティアであり、「児童委員」を兼ねています。

⑤ご自身またはご家族のことについて

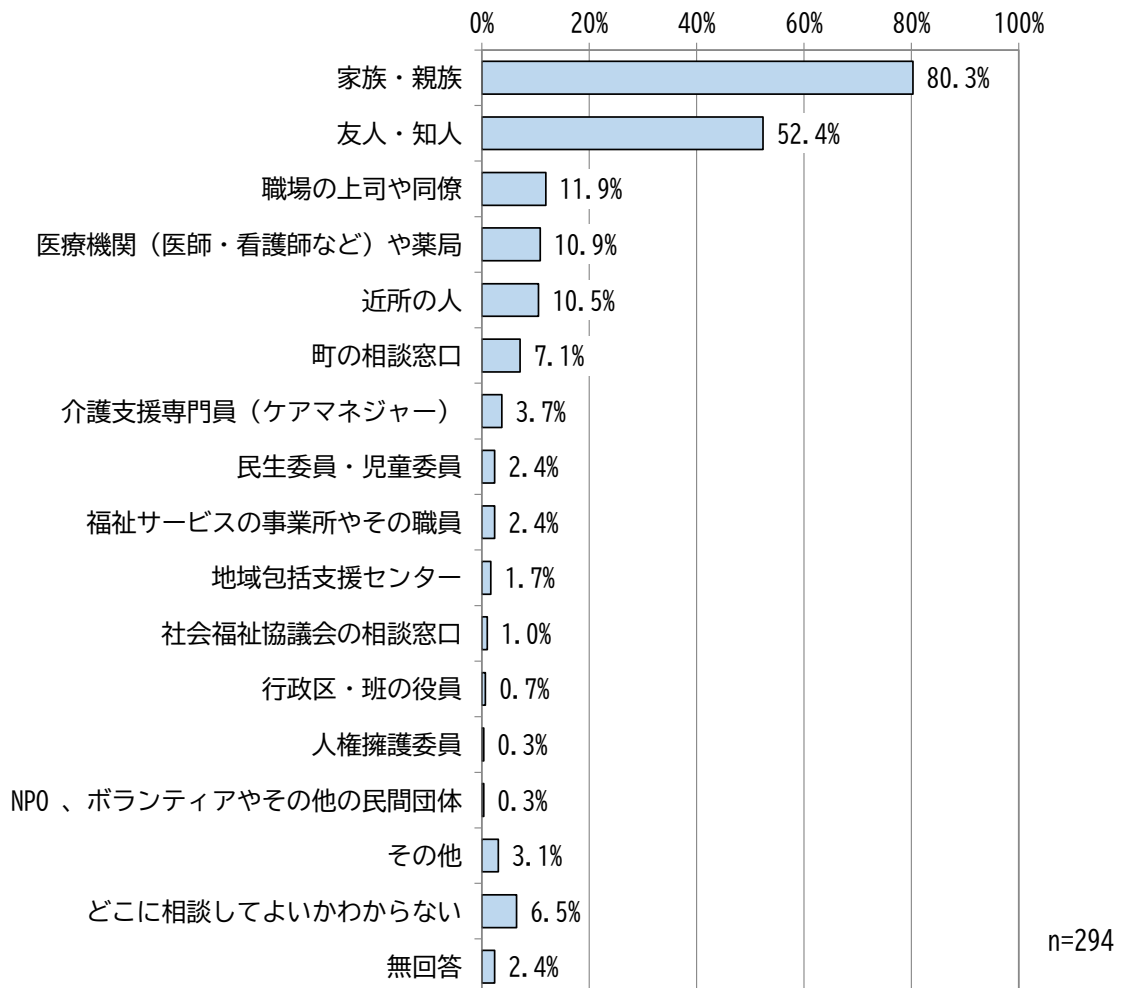
あなた、あるいはご家族は、日々の生活において、どのような悩みや不安を感じていますか。
(あてはまるものすべてに○)

日々の生活において、悩みや不安を感じていることは、「老後のこと」が54.1%と最も多く、次いで「健康のこと」が50.3%、「介護に関すること」が27.2%となっています。



悩みや不安があるときは、誰に、もしくはどこに相談していますか。
 (あてはまるものすべてに○)

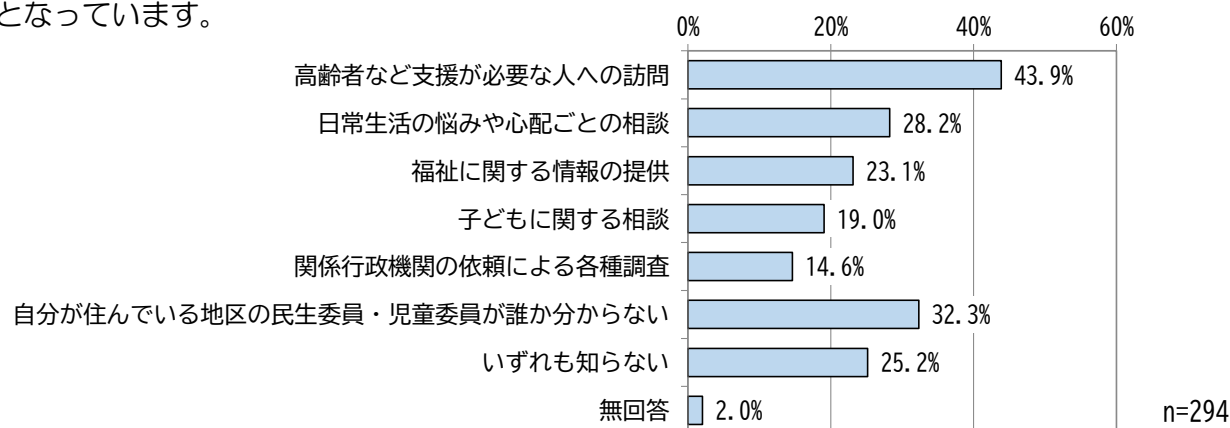
悩みや不安があるときの相談先については、「家族・親族」が80.3%と最も多く、次いで「友人・知人」が52.4%、「職場の上司や同僚」が11.9%となっています。



⑥民生委員・児童委員や社会福祉協議会について

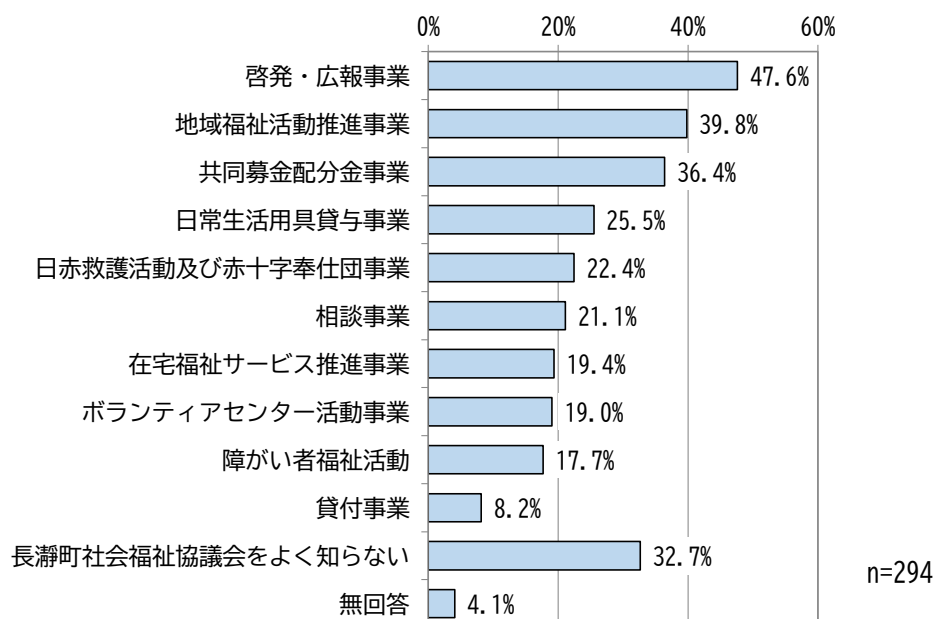
あなたがお住まいの地区を担当している民生委員・児童委員が行う活動として、ご存じの内容を選んでください。(あてはまるものすべてに○)

民生委員・児童委員や社会福祉協議会が行っている活動の認知度については、「高齢者など支援が必要な人への訪問」が43.9%と最も多く、次いで、「自分が住んでいる地区の民生委員・児童委員が誰か分からない」が32.3%、「日常生活の悩みや心配ごとの相談」が28.2%、「福祉に関する情報の提供」が23.1%となっています。一方、「いずれも知らない」が25.2%となっています。



長瀬町社会福祉協議会が行っている事業や活動で知っているものをお答えください。(あてはまるものすべてに○)

長瀬町社会福祉協議会が行っている事業や活動について、知っていると回答したものについては、「啓発・広報事業（社協だよりの発行など）」が47.6%と最も多く、次いで「地域福祉活動推進事業（敬老祝い事業など）」が39.8%、「共同募金配分金事業（赤い羽根共同募金など）」が36.4%となっています。一方、「長瀬町社会福祉協議会をよく知らない」が32.7%となっています。

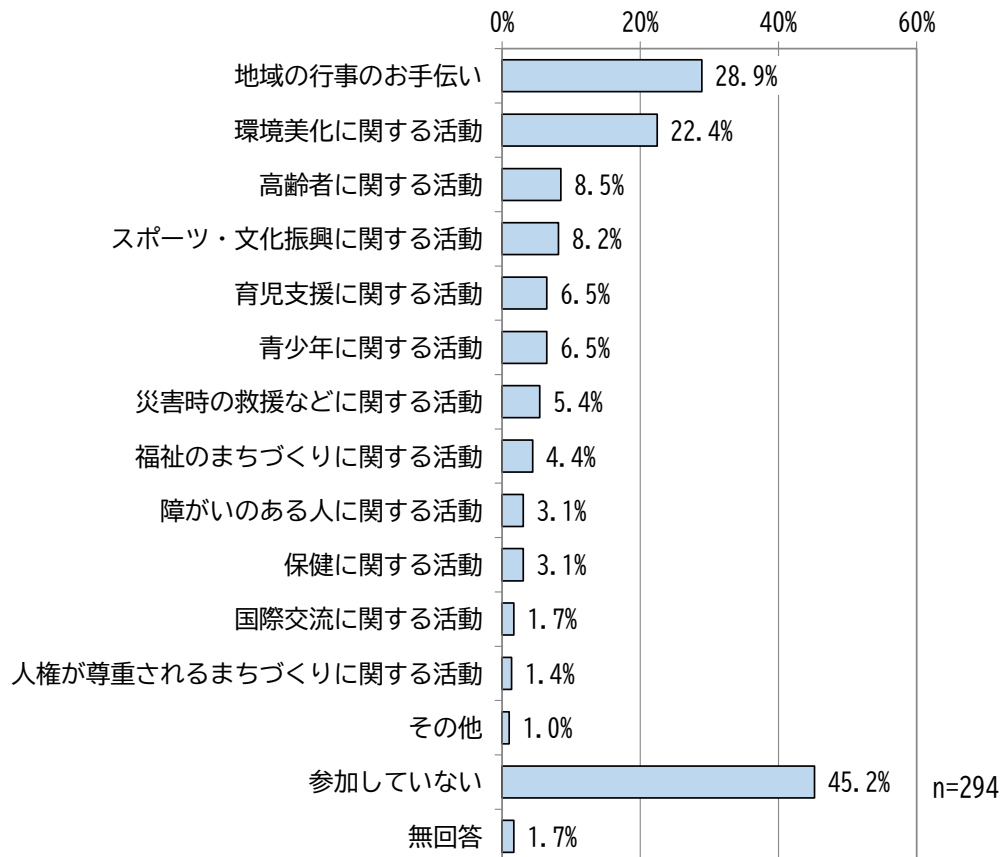


⑦ボランティアや福祉教育について

あなたは、今までにどのようなNPOやボランティア活動に参加したことがありますか。
(あてはまるものすべてに○)

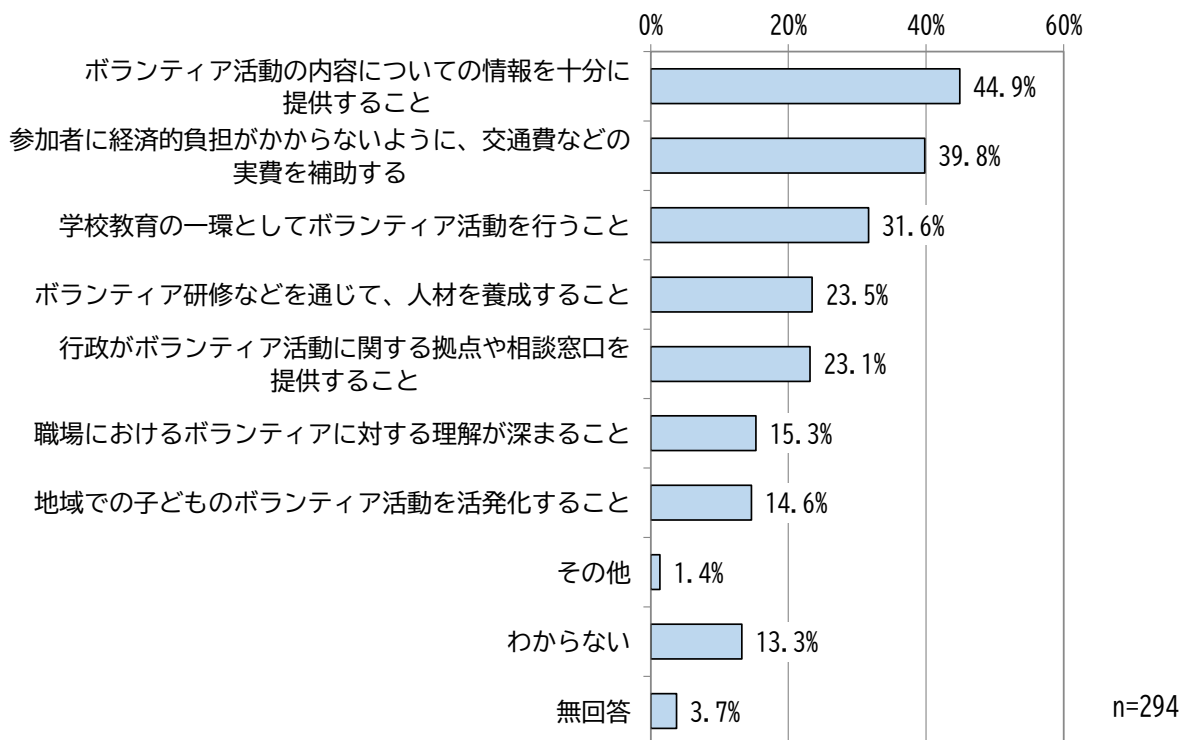
ボランティア活動や福祉教育への参加経験については、「地域の行事のお手伝い」が28.9%と最も多く、次いで「環境美化に関する活動（自然愛護や美化活動、リサイクル運動など）」が22.4%、「高齢者に関する活動」が8.5%となっています。

一方、「参加していない」が45.2%となっています。



今後、ボランティア活動の幅を広げるために、必要なことは何だと思えますか。(3つまで○)

今後、ボランティア活動の幅を広げるために、必要と思うことについては、「ボランティア活動の内容についての情報を十分に提供すること」が44.9%と最も多く、次いで「参加者に経済的負担がかからないように、交通費などの実費を補助する」が39.8%、「学校教育の一環としてボランティア活動を行うこと」が31.6%となっています。

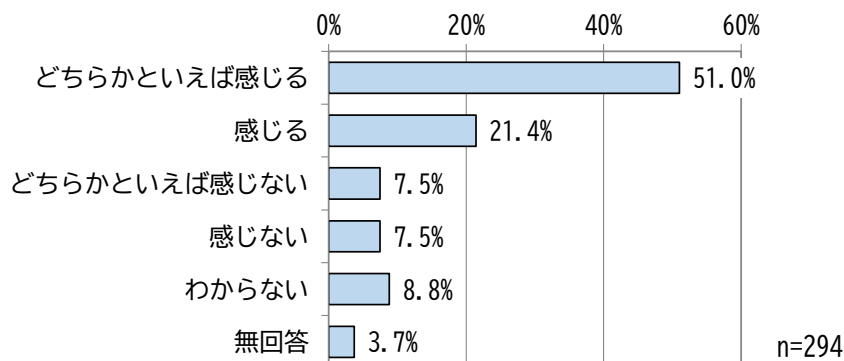


⑧地域での防犯・防災について

地域での防犯・防災についてあなたは長瀬町は犯罪のない(少ない)安全で安心な暮らしやすい街だと感じますか。(1つに○)

地域での防犯・防災について、長瀬町が「犯罪のない(少ない)安全で安心な暮らしやすい街だと感じるか」については、「感じる」「どちらかといえば感じる」を合わせた『感じる』は72.4%となっています。

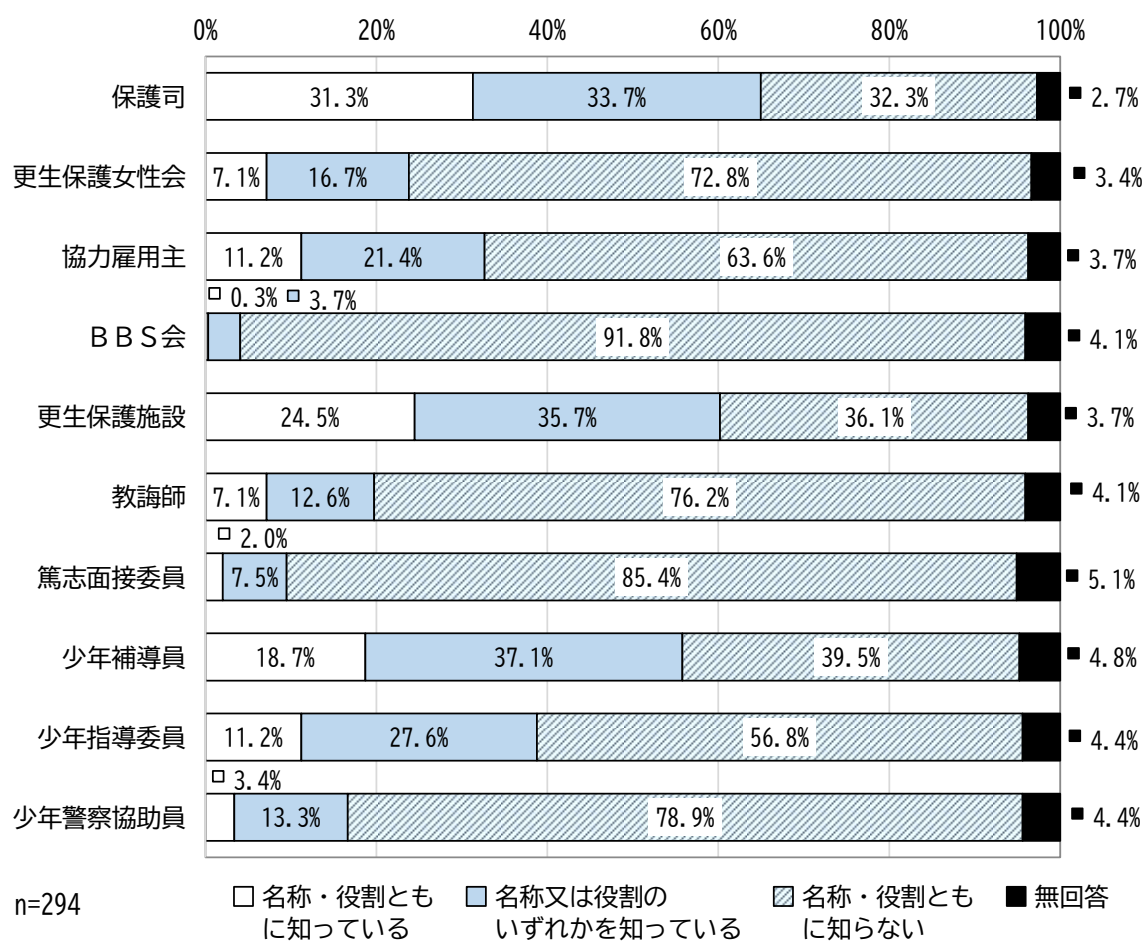
一方、「どちらかといえば感じない」「感じない」を合わせた『感じない』は15.0%となっています。



再犯防止に協力する民間協力者がいます。あなたは、次のような言葉を見たり聞いたりしたことがありますか。(それぞれ1～3の1つに○)

再犯防止に協力する民間協力者[※]について、「名称・役割ともに知っている」「名称または役割のいずれかを知っている」を合わせた『知っている』では、「保護司」が65.0%と最も多く、次いで「更生保護施設」が60.2%となっています。これらは比較的認知度が高く、更生支援の中核的な存在として広く知られていることがうかがえます。

一方、「名称・役割ともに知らない」では、「BBS会」で91.8%、次いで「篤志面接委員」が85.4%となっています。



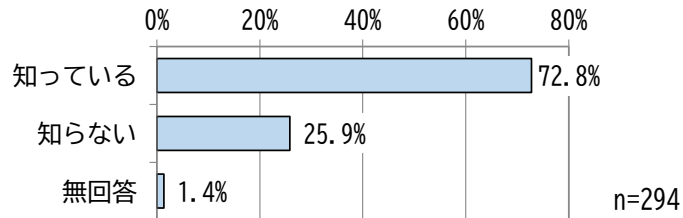
※ 再犯防止に協力する民間協力者については、次頁を参照。

【再犯防止に協力する民間協力者】

名称	役割・内容
保護司	犯罪や非行をした人の立ち直りを地域で支える非常勤の国家公務員（法務省から委嘱された民間ボランティア）
更生保護女性会	犯罪・非行の未然防止の啓発活動や、青少年の健全な育成を助け、犯罪からの改善更生に協力するボランティア団体
協力雇用主	犯罪や非行歴のある人を雇用し、社会復帰を支援する事業主
BBS会	Big Brothers and Sisters Movementの略。様々な問題を抱える青少年を、兄や姉のような存在として支援する青年ボランティア団体
更生保護施設	刑務所出所者や保護観察対象者などの人々に一時的に宿泊場所や食事を提供し、自立に向けた指導や援助を行う民間の施設
教誨師(きょうかいし)	受刑者などに対して改心するように導く教誨・教戒を行う人
篤志(とくし)面接委員	刑務所や少年院などで、面接や指導、教育などを通じて、更生と社会復帰を支援する、法務省から委嘱された民間ボランティア
少年補導員	警察が地域の民間人を委嘱して、少年の非行防止や健全育成のためにボランティアとして活動する人
少年指導委員	風俗営業などの規制を適正化するために、公安委員会から委嘱されるボランティア
少年警察協助員	少年の非行防止や健全育成のために、警察本部長から委嘱された民間ボランティア

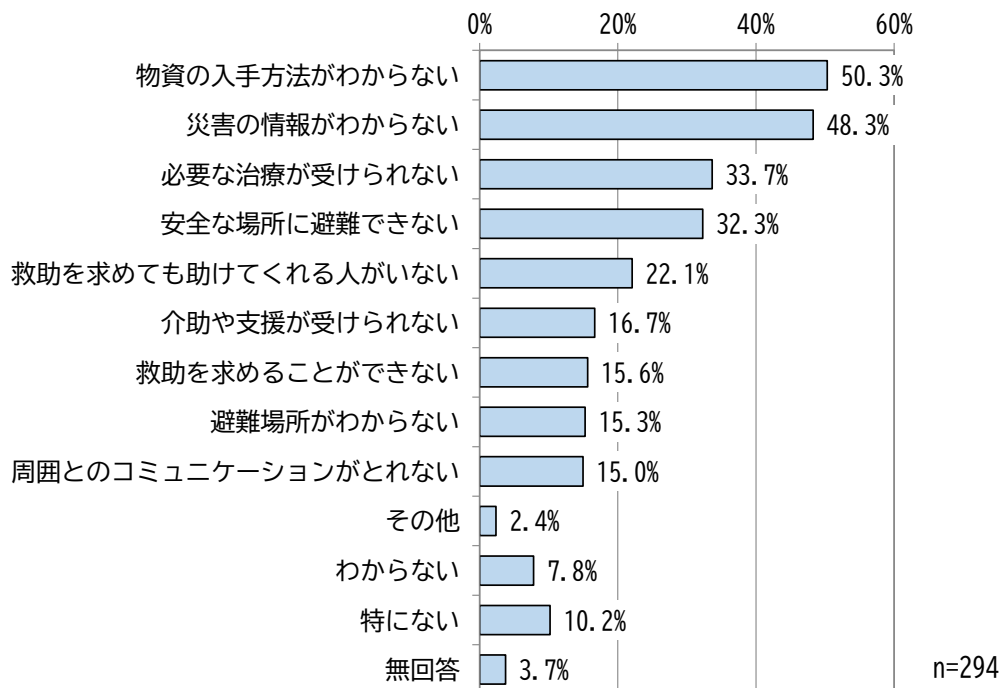
あなたは、地震などの災害が発生した時の避難場所を知っていますか。(1つに○)

地震などの災害が発生した際、避難場所の認知度については、「知っている」が72.8%、「知らない」が25.9%となっています。



あなたは、地震などの災害が発生した時に、どのようなことに困ると思いますか。(あてはまるものすべてに○)

地震などの災害が発生した際に困ることについては、「物資の入手方法がわからない」で50.3%でした。次いで「災害の情報がわからない」が48.3%、「必要な治療が受けられない」が33.7%となっています。

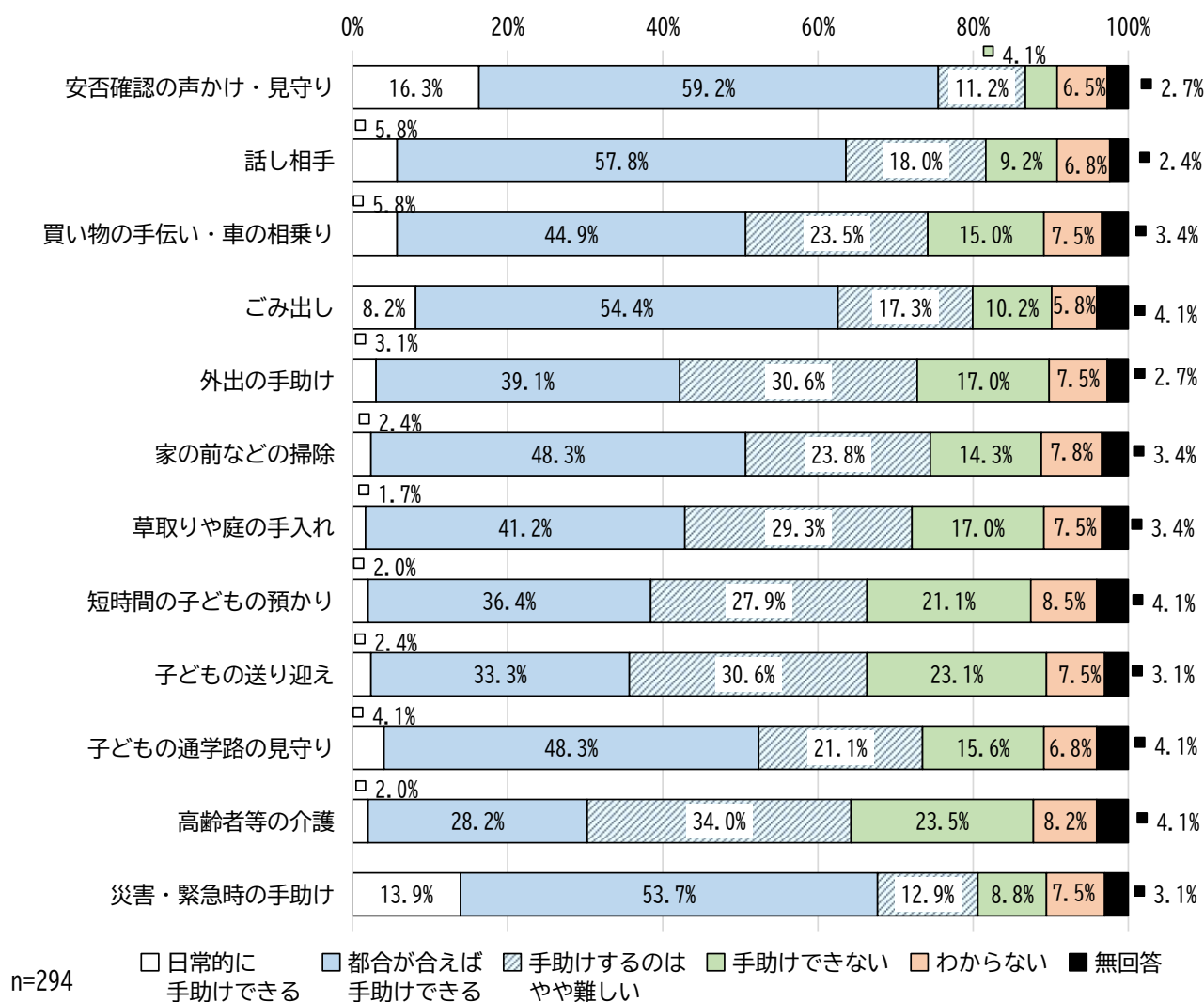


⑨町の地域福祉の取組について

隣近所で、困っている家庭がある場合に、あなたが実際に次のような手助けをできる可能性・困難度についてどのように感じますか。(それぞれ1つに○)

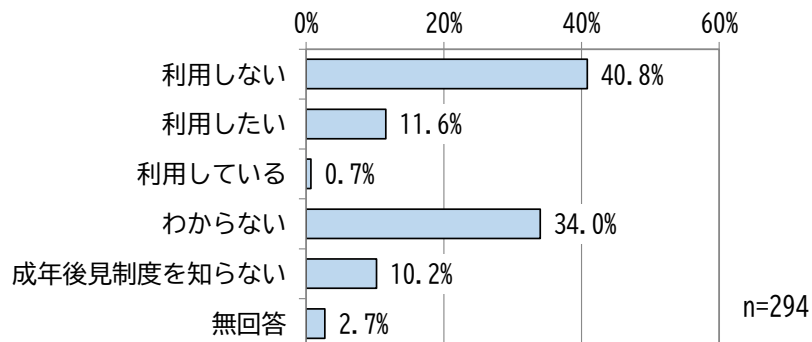
隣近所に困っている家庭がある場合の手助けについて、「都合が合えば手助けできる」と回答した人のうち、最も多かったのは「安否確認の声かけ・見守り」で59.2%、次いで「話し相手」が57.8%、「ごみ出し」が54.4%となっています。これらの支援は比較的負担が少なく、日常の延長で行えることから、多くの人が前向きに関わる意識を持っていることがうかがえます。

一方で、「手助けするのはやや難しい」と感じている内容としては、「高齢者等の介護」が34.0%と最も多く、次いで「外出の手助け」「子どもの送り迎え」がともに30.6%となっています。これらは身体的・時間的な負担が大きく、専門的な知識や責任が伴うことから、支援のハードルが高いと感じられているようです。



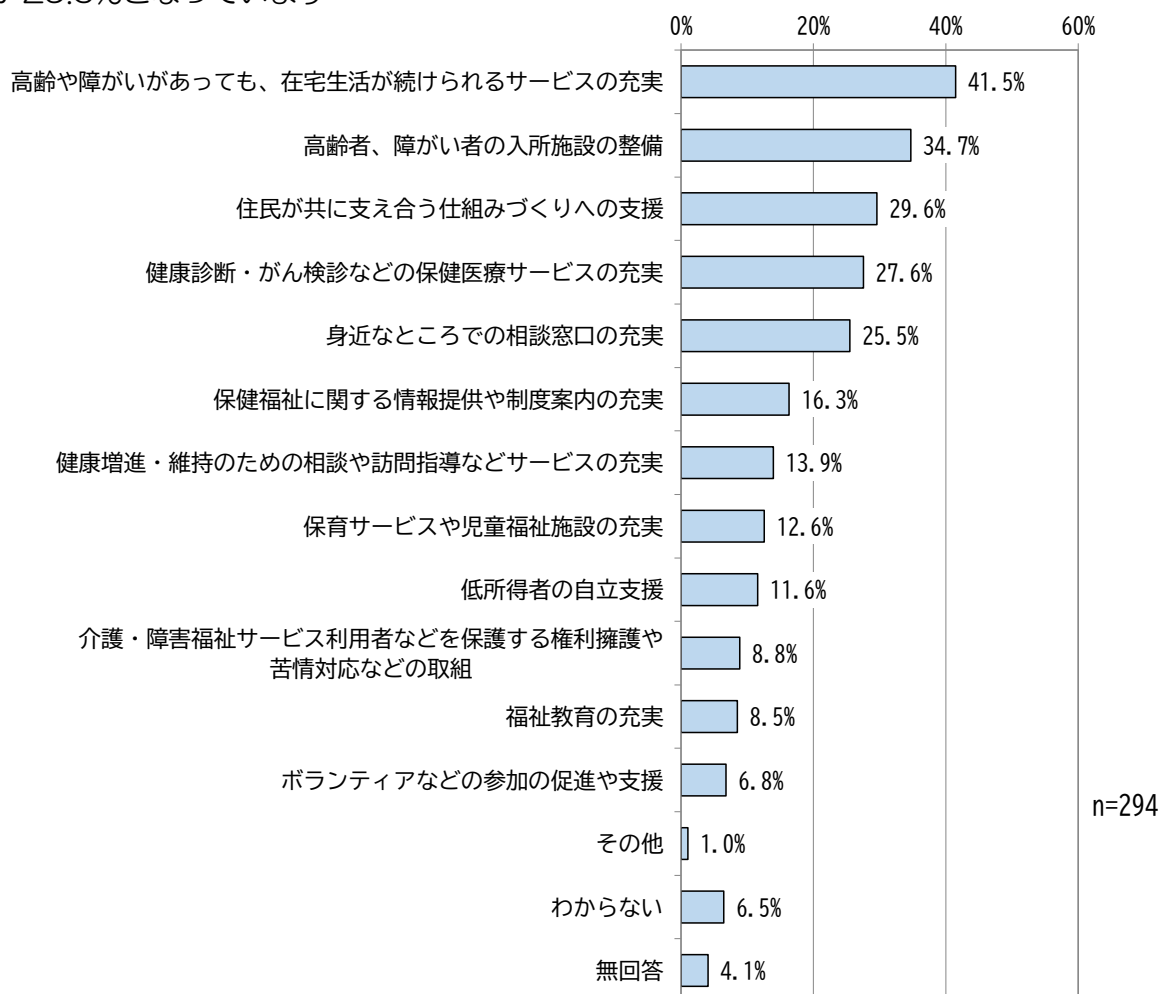
成年後見制度とは、障がいなどで判断能力が不十分な人の「財産」や「権利」を保護し、支援する制度です。あなたは、成年後見制度を利用したいですか。（1つに○）

成年後見制度の利用については、「利用している」が0.7%、「利用したい」が11.6%、「利用しない」が40.8%、「わからない」が34.0%「成年後見制度を知らない」が10.2%となっています。



町が取り組む施策の中で、今後、どれを優先して充実すべきだと思いますか。（3つまで○）

町が取り組む施策の中で、今後優先して充実すべきだと考えられているのは、「高齢や障がいがあっても、在宅生活が続けられるサービスの充実」が41.5%と最も多く、次いで「高齢者、障がい者の入所施設の整備」が34.7%、「住民が共に支え合う仕組みづくりへの支援」が29.6%となっています



第3章 計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念

地域で支え合い 心豊かに暮らせる 長瀬町

本町では、令和4年3月に策定した「はつらつ長瀬プラン（第5次長瀬町総合振興計画後期基本計画）」において、将来像「はつらつ長瀬」の実現を目指し、『誰もがいつまでも暮らし続けられるまち』、『活力を生み出すまち』、『安心して快適に生活できるまち』という三つの視点から地域づくりを進めてきました。

少子高齢化の進展や世帯構成の変化、地域コミュニティの希薄化など、暮らしを取り巻く環境が刻々と変化する今日、福祉をめぐる課題は、子育て、高齢、障がい、ひとり暮らし、孤立、地域交流、災害、多文化など、かつてないほどに多様化・複雑化しています。こうした中で、行政・社会福祉協議会・地域団体・住民それぞれが分野の枠を超えて協働し、地域で支え合う“つながり”と“参画”を基盤に、支える側・支えられる側の枠を超えて互いに支え合いながら「誰もが住み慣れた地域で安心して、心豊かに暮らしていけるまち」を目指すことが求められています。

本計画における基本理念「地域で支え合い 心豊かに暮らせる 長瀬町」は、このような時代の流れと地域の願いを受けて、地域住民が互いに関わり合いながら、支え合いの輪を広げていくまちづくりを改めて宣言するものです。

すべての町民が「我が事」として暮らしの課題を捉え、行政や福祉サービスが「丸ごと」地域の暮らしに向き合うことで、住み慣れたこの町で、これからも安心して暮らせる未来をともにつくっていきます。

この計画を通じて、町民、地域団体、事業者、行政が一体となって、新たな時代にふさわしい地域福祉のあり方を共創し、「はつらつ長瀬」の実現に向け、豊かな心とつながりあふれる、活力ある地域社会を築くべく、計画を推進します。

2 計画の基本目標

基本目標1 住民・団体・行政の協働による支え合いの地域づくり

住民、地域団体、行政が互いに協力し、地域のつながりや支え合いの意識を深めることで、誰もが安心して暮らせる地域社会を実現します。

地域活動やボランティア活動への参加を通じて住民同士が交流し、助け合いの輪を広げるとともに、福祉に関する知識や情報が適切に共有され、地域の課題に対して柔軟かつ持続的に対応できる体制を整えます。

こうした協働の取組によって、地域全体で支え合い、誰もが自分らしく暮らせる環境の形成を目指します。

基本目標2 安心した暮らしを実現するための取組の充実

高齢者や障がい者、子ども・子育て家庭、生活困窮者など、多様な背景を持つ住民一人ひとりが、安全で安心して生活できる地域を目指します。

世代や制度の枠を超えて互いにつながり、支え合い、助け合う関係を築くことにより、きめ細やかな支援や健康づくり、防災・防犯対策などの施策を確実に実施し、地域全体で暮らしを支える仕組みを強化します。

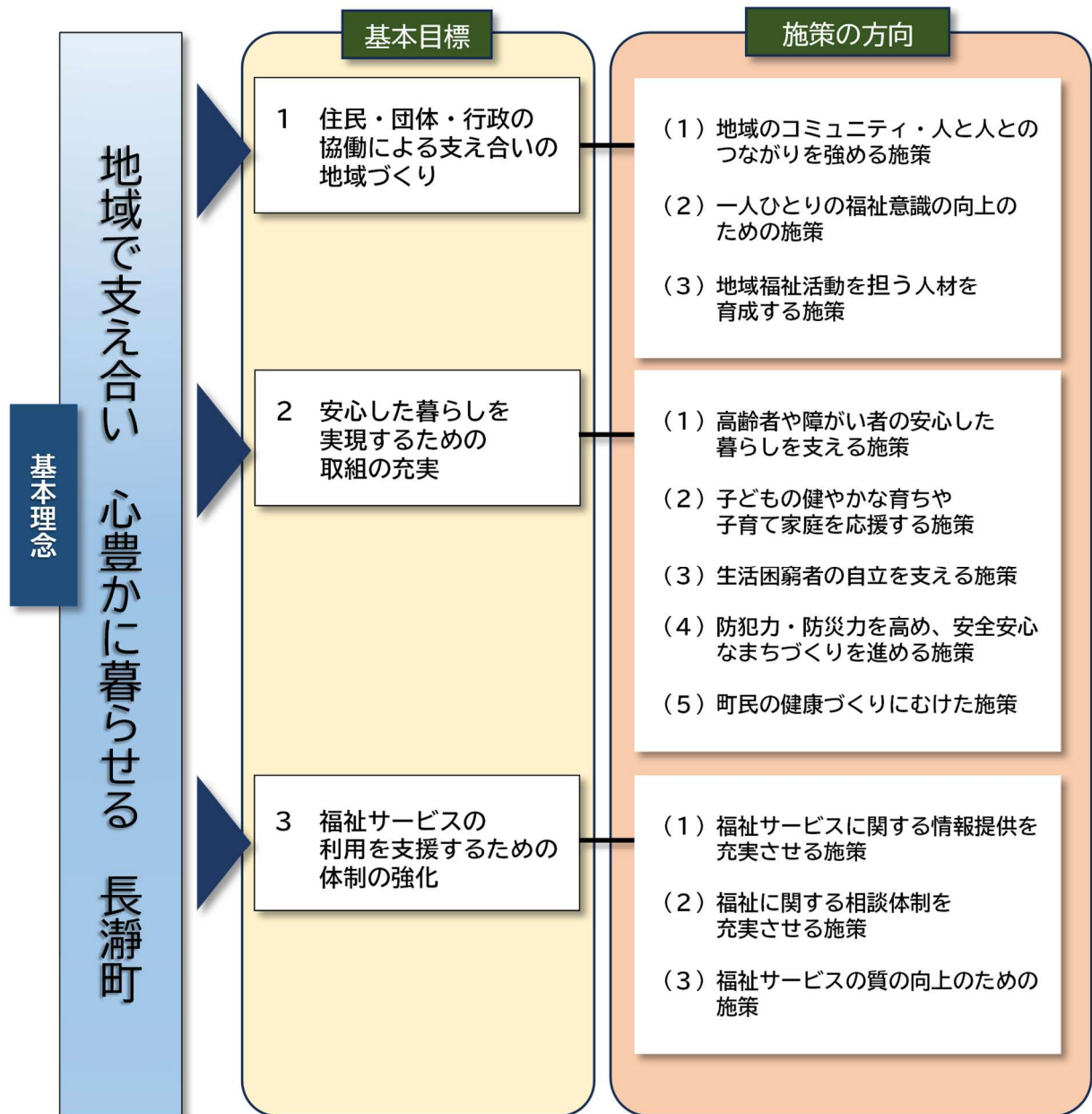
基本目標3 福祉サービスの利用を支援するための体制の強化

誰もが必要な福祉サービスを適切に利用できるよう、情報提供や相談体制、サービスの質の向上を一体的に進めます。

福祉サービスの利用方法や制度の情報が分かりやすく届けられ、地域の相談窓口や専門職が連携して、利用者一人ひとりに応じた支援が受けられる体制を整備します。

また、サービス提供者の能力向上や連携の強化を図ることで、住民の多様な生活課題に対応できる福祉の仕組みを持続的に構築します。

3 施策体系



第4章 施策展開

基本目標1

住民・団体・行政の協働による支え合いの地域づくり

(1) 地域のコミュニティ・人と人とのつながりを強める施策

I 住民に期待される役割

- 地域の行事やサロン活動⁷などに積極的に参加し、顔の見えるつながりを広げます。
- 互いに支え合い、誰もが安心して暮らせる地域づくりに努めます。

II 行政の取組

- 地域住民や関係団体と連携し、福祉ネットワークの構築を推進します。
- 多世代交流の拠点や通いの場の整備を進め、支え合いの基盤を強化します。

III 社会福祉協議会の取組

- ふれあいサロンや福祉大会などを通じて住民参加の福祉活動を広げます。
- 高齢者や障がい者の生きがいづくりを通じて、地域交流の促進に取り組みます。

IV 具体的な施策

施策名	施策内容	担当課等
地域福祉ネットワークづくり	○行政区長や福祉関係者等の協力のもと、町民と行政の協働により、地域福祉のネットワーク構築を図る。	福祉介護課
通いの場づくりを目的とした移動販売への支援	○通いの場づくりのきっかけとして、町内の集会所等に移動販売車を巡回させ、地域交流のほか、高齢者等の買い物支援や健康相談、見守りなどを行う。	福祉介護課
介護予防・通いの場整備事業	○高齢者が住み慣れた地域で健康で生き生きとした生活を送ることができるよう介護予防活動を行うために、介護予防・通いの場の整備を行う行政区に対して助成を行う。	福祉介護課

⁷ サロン活動…高齢者やボランティアなど地域住民が主体となって、おしゃべりをしたり、介護予防や健康づくりなどにつながる活動をする地域で気軽に集まれる居場所。

第4章 施策展開

施策名	施策内容	担当課等
元気と安心お助け隊補助事業	○商工会が行う地域支え合い事業「元気と安心お助け隊」に対し、補助金を交付する。	福祉介護課
多世代ふれ愛ベース長瀬の活用	○子育て支援拠点として、子ども・子育て支援事業を実施するとともに、地域住民の利用や世代間交流など、多様な事業展開を図る。	健康こども課
広報紙発行事業	○町民と行政のパイプ役として、広報紙を発行するとともに、紙媒体、インターネット及びSNS等を活用し情報提供を進める。	企画財政課
社会福祉大会開催事業	○住民参加による福祉のまちづくりを推進するため、社会福祉大会を開催する。	社会福祉協議会
敬老祝い事業	○白金婚や百寿等、慶事該当者に賀状、寿詞、記念品を贈呈する。	社会福祉協議会
高齢者いきいき活動支援事業	○高齢者の学習教養講座、作品展、趣味の発表会等を開催し、生きがいづくりを支援する。 ○小学校児童や幼保育園児と昔の遊びなどを通じて高齢者との交流会を開催する。	社会福祉協議会
福祉スポーツレクリエーション大会開催事業	○障がい者とその家族及び関係者が一堂に会しスポーツやレクリエーションを通して交流を深める。	社会福祉協議会
ふれあいいきいきサロン事業	○当事者と地域住民が共働して運営する、ふれあいいきいきサロン活動を支援し孤立防止を図る。	社会福祉協議会
共同募金運動への協力	○赤い羽根共同募金運動への協力を行うとともに、募金配分金による地域福祉推進事業を実施し、自主財源の獲得と募金運動への住民参加の促進を図る。	社会福祉協議会
地域歳末たすけあい運動事業	○地域歳末たすけあい運動への協力を行うとともに、募金配分金による歳末たすけあい配分金援護事業（歳末援護事業及び歳末福祉事業）を実施する。	社会福祉協議会
いきいきプラザ開設	○高齢者の憩いの場や、健康いきがい活動の場を提供する。老人クラブ活動、趣味活動、健康づくり活動の拠点として利用を促進する。	社会福祉協議会

(2) 一人ひとりの福祉意識の向上のための施策

I 住民に期待される役割

- 地域や学校での福祉体験やボランティア活動に積極的に参加し、思いやりの心を育みます。
- 福祉への理解を深め、支え合いの輪を地域に広がっていきます。

II 行政の取組

- 町民が福祉やボランティアに関心を持てるよう、広報や啓発活動を進めます。
- 教育機関や関係団体と連携し、福祉教育を支える環境づくりに努めます。

III 社会福祉協議会の取組

- 福祉教育やボランティア体験学習を推進し、住民の実践的な学びを支援します。
- 講座や福祉体験学習などを通じて、世代を超えた福祉の理解と交流を深めます。

IV 具体的な施策

施策名	施策内容	担当課等
福祉教育の啓発	○高齢者との世代を超えた交流の機会を設け、慈しみの心を育てるとともに、社会福祉大会などの行事を通じて町民の福祉意識の高揚を図る。	社会福祉協議会
福祉協力校指定及び助成事業	○小中学校を福祉協力校に指定し、活動費助成金を交付する。	社会福祉協議会
福祉教育、ボランティア体験学習の支援	○小中学校における福祉体験、ボランティア体験学習の機会を提供する。 ○学校支援ボランティア(スクールサポーター)の養成及び派遣を行う。	社会福祉協議会
彩の国ボランティア体験プログラム事業	○町民にボランティア活動への参加の機会を提供することを目的に、彩の国ボランティア体験プログラム事業を行う。	社会福祉協議会
ボランティア講座	○個人ボランティア向け講座(未経験者及び活動実践者向けフォローアップ)、ボランティア団体の活動啓発を目的とした講座を開催する。	社会福祉協議会

(3) 地域福祉活動を担う人材を育成する施策

I 住民に期待される役割

- 自分の得意なことや経験を生かし、地域の支え合い活動に参加します。
- 身近なボランティアや福祉活動に関心を持ち、できることから関わります。

II 行政の取組

- 社会福祉協議会や関係団体と連携し、地域福祉人材の育成を支援します。
- 住民が安心して活動できるよう、情報提供や協働の環境づくりを進めます。

III 社会福祉協議会の取組

- ボランティア育成や活動支援、相談・登録・派遣体制の充実を図ります。
- 支え合いボランティアや福祉委員など、地域を支える人材づくりを推進します。

IV 具体的な施策

施策名	施策内容	担当課等
ボランティア活動団体の育成	○ボランティアに参加しやすい体制づくりを進め、各種の要望に対応できるよう団体の育成を図る。	社会福祉協議会
福祉委員の委嘱	○社会福祉協議会の活動の協力員である福祉委員を、各行政区長に委嘱し、地域福祉活動の育成を図る。	社会福祉協議会
当事者団体の育成と活動支援	○老人クラブをはじめとする、当事者団体のセルフヘルプ（自助）活動を支援する。	社会福祉協議会
ボランティア活動の相談、登録及び派遣事業	○ボランティアコーディネーターによる相談及び情報提供とボランティア希望者の登録及び派遣に関する調整を行う。	社会福祉協議会
ボランティア活動（グループ）育成、援助事業	○ボランティア活動を行う個人、団体に対し育成、援助を行う。 ○社会福祉協議会の事業に協力する団体に助成金を交付するとともに、活動器材の貸し出し等の援助を行う。	社会福祉協議会
ボランティアスクール開催事業	○様々な体験メニューをそろえた、彩の国ボランティア体験プログラム事業及びボランティア講座等を行う。	社会福祉協議会
ふれあいいきいきサロン運営ボランティア養成事業	○サロン事業実施希望に応じて、ふれあいサロン実施モデル地区を指定し、立ち上げ等の支援を行い、地域の福祉ボランティアを育成する。	社会福祉協議会

施策名	施策内容	担当課等
いきいきプラザ開設	○ボランティアビューローの機能を備え、ボランティア団体の活動拠点として、会議室、印刷機、ボランティア活動用器材、資料図書等の整備を行う。	社会福祉協議会
支え合いボランティアの育成	○高齢になっても住み慣れた地域で安心して暮らせるために、住民同士お互いに手助けする「支え合いボランティア」の育成を行う。	社会福祉協議会

基本目標2 安心した暮らしを実現するための取組の充実

(1) 高齢者や障がい者の安心した暮らしを支える施策

I 住民に期待される役割

- 地域の集まりやサロン、見守り活動に積極的に参加し、高齢者や障がい者への理解を深め、できる範囲の手助けを行います。
- 自らの健康や生活状況に注意し、支え合いや安全な暮らしづくりに努めます。
- 支援が必要な人の状況に関心を持ち、災害時や緊急時の協力体制を整えます。

II 行政の取組

- 高齢者福祉計画・介護保険事業計画、障がい者福祉計画等に基づき、各事業を総合的に推進します。
- 高齢者や障がい者の生活実態やニーズを踏まえ、地域で安心して暮らせる環境づくりを進めます。
- 介護予防や医療費助成、生活支援サービスなど、本人の自立を支える施策を実施します。

III 社会福祉協議会の取組

- 高齢者や障がい者を対象とした多様な福祉事業を推進し、地域での交流や支え合いの場を提供します。
- 見守り活動や日常生活用具の貸与等の支援を通じ、暮らしを支えるネットワークの構築に取り組みます。

IV 具体的な施策

施策名	施策内容	担当課等
高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定事業	○老人福祉法及び介護保険法に基づき、高齢者福祉計画・介護保険事業計画を策定及び推進する。	福祉介護課

施策名	施策内容	担当課等
地域包括支援センター事業	○高齢者が住み慣れた地域で安心して生活ができるよう、日常的な生活に係る支援を行う。 *高齢者や家族に対する総合的な相談・支援、要介護状態を防ぐ、介護予防のケアマネジメント、高齢者虐待の防止・早期発見等の権利擁護事業、高齢者が暮らしやすい地域づくりのための包括的・継続的ケアマネジメント	福祉介護課
介護保険(保険給付)事業	○加齢による疾病等で介護等が必要となった人が、自立した日常生活を営むことができるよう、本人の選択に基づいた介護サービスを提供する。	福祉介護課
家族介護支援事業	○常時介護用品を利用せざるを得ない在宅高齢者家族の経済的な負担を軽減するため、利用者の状況に適した紙おむつ等を支給する。	福祉介護課
高齢者配食サービス事業	○地域資源を活用したネットワーク形成に資する事業として、ひとり暮らし高齢者等に地域の事業所が実施している配食の支援を活用し、高齢者の状況を定期的に把握するとともに、栄養バランスの取れた食事を提供することで、栄養面の質の向上を図る。	福祉介護課
認知症高齢者等見守りシール交付事業(どこシル伝言板)	○一人歩きの可能性がある認知症高齢者等の安全を確保し、介護者等の精神的負担の軽減を図ることを目的に見守りシールの交付を行い、地域における見守り・声かけ活動を推進することにより、認知症高齢者等が安心して暮らせる地域づくりに寄与する。	福祉介護課
高齢者補聴器購入費助成事業	○聴力が低下し日常生活に支障を来している高齢者に対し、補聴器購入費の一部を助成することにより、家族や社会とのよりよいコミュニケーションを確保することで地域社会への参加促進を図る。	福祉介護課
老人保護措置事業	○65歳以上の高齢者で身体もしくは精神上、または環境上及び経済上の理由により居宅での生活が困難な人の生活の安定を図るため、養護老人ホーム ⁸ などへの入所判定や手続及び入所後の管理を行う。	福祉介護課
広域処理(介護認定審査会)事業	○介護保険法に基づき、要介護状態区分の審査・判定を行う介護認定審査会を秩父広域市町村圏組合に共同設置し、町単独では難しい審査会事務の円滑化を図る。	福祉介護課
介護予防事業	○高齢者が生きがいを持って健康な生活を継続することができるよう、フレイル ⁹ 予防や社会参加の観点から様々な事業を実施する。 ○後期高齢者に対する保健事業と介護予防等の一体的な実施を継続して実施する。	健康こども課

⁸ 養護老人ホーム…生活支援を受けながら自立した生活と社会復帰を目指す施設で、原則として日常生活が自立している方が入所対象となる。

⁹ フレイル…健康な状態と要介護状態の中間段階のこと。(加齢が原因の、心身が衰えた状態。)

第4章 施策展開

施策名	施策内容	担当課等
障がい者計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画策定事業	○障がい者が住みよいまちづくりを進めていくために、障がい者計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画を策定及び推進する。	福祉介護課
障害者自立支援給付事業	○障がい者がサービスを提供する施設や事業者と対等な立場で、サービスの選択・利用ができるよう、介護及び訓練等給付費の支給や地域生活支援事業を実施するとともに、虐待防止についての対策を行う。	福祉介護課
高齢者障がい者いきいきセンター運営管理事業	○障がい福祉サービス事業所等として設置された高齢者・障がい者共生施設において、障がい者に対し創作的活動や生産活動の機会を提供し、社会との交流の促進を図る。 ○日常生活に必要な便宜の供与を適切かつ効果的に行い、障がい者が地域において自立した日常生活または社会生活を営むことができるように支援する。 ○高齢者の介護予防等の事業を実施するとともに、障がい者との交流を図る。	福祉介護課
心身障害者補助事業	○在宅の障がい者及び難聴者に対して、社会活動への参加と自立の促進のための事業を実施する。 * 在宅重度心身障害者手当支給、身体障害者手帳診断書料補助、自動車燃料費補助、福祉タクシー利用料補助、在宅酸素電気料助成、紙おむつ支給事業、生活サポート事業、難病患者等通院費補助、小児慢性特定疾病児日常生活用具給付事業、身体障害者居宅改善整備事業、障害者福祉システムの導入等	福祉介護課
広域処理（自立支援審査会）事業	○障害者総合支援法に基づき、障害支援区分の審査・判定を行う自立支援審査会を秩父広域市町村圏組合に共同設置し、町単独では難しい審査会事務の円滑化を図る。	福祉介護課
シルバー人材センター補助事業	○高齢者の生きがいの充実や社会参加を図るために運営されているシルバー人材センターに対し、運営費補助金を交付する。	福祉介護課
重度心身障害者医療費支給事業	○福祉の増進を図るため、重度心身障がい者を対象に医療費の一部負担金を助成する。	町民課
日常生活用具貸与事業	○日常生活動作に支障のある高齢者世帯等の急激的需要に対し、日常生活用具（車椅子他）を貸与する。	社会福祉協議会
見守り事業	○70歳以上の単身高齢者で見守りが必要な者に対し、ヨーグルトを配付し日常生活を見守る。取り込まれていない場合は、社会福祉協議会で安否を確認後、必要に応じた処置を行う。	社会福祉協議会
休憩ベンチ設置、整備事業	○地域の要望により町内の広場等に休憩ベンチを設置し、憩いの場づくりに役立てる。	社会福祉協議会

(2) 子どもの健やかな育ちや子育て家庭を応援する施策

I 住民に期待される役割

- 子育て支援拠点や相談窓口、子育てアプリ等の情報を活用し、必要なサービスを利用します。
- 子育て家庭や子どもたちの様子に関心を持ち、地域での見守りや支援に協力します。
- 安全で安心な遊び場や居場所づくりに関わり、子どもたちの健やかな成長を支えます。

II 行政の取組

- 妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援体制を整備し、児童手当や子育て支援金、紙おむつ支給など各種給付を行います。
- 子育て相談・児童虐待防止・放課後児童クラブ・こども家庭センターなど、子どもと家庭を支える事業を推進します。
- 地域で安心して子育てできる環境づくりを進め、保護者や地域の負担軽減を図ります。

III 社会福祉協議会の取組

- 児童遊具の設置や地域食堂（子ども食堂）の運営支援を行い、子どもたちの遊びと居場所づくりの充実を図ります。
- 地域住民と連携し、ひとり親家庭や子育て家庭を支える活動の充実を図ります。

IV 具体的な施策

施策名	施策内容	担当課等
こども家庭センター事業	○すべての妊産婦、子育て世帯、子どもへ一体的に相談支援を行う機能を有する機関として、こども家庭センターを設置する。	健康こども課
子育て支援事業	○妊娠期から出産、子育てへの切れ目ない支援を実施する。 また、子育て支援アプリを活用し、妊娠期から子育て期に必要な情報を提供する。 * 子育て支援金の支給、絵本支給、紙おむつ排出用ごみ袋支給、子育て相談窓口・キッズコーナーの設置、子育てコンシェルジュの配置	健康こども課
母子保健事業	○妊娠期から出産、育児期に至るまで、母子の健康が確保されるよう切れ目ない支援を行う。 * 乳幼児健康診査、妊産婦訪問、赤ちゃん訪問、産後ケア事業、妊婦のための支援給付金	健康こども課

第4章 施策展開

施策名	施策内容	担当課等
子育て相談事業	○月2回、保護者や保育園・幼稚園・小学校と連携しながら、臨床心理士による、相談支援を実施する。	健康こども課
放課後児童クラブ事業	○保護者が労働等により昼間家庭にいない就学児童等の健全な育成のため、放課後児童クラブを運営するほか、民営の児童クラブへの業務委託も行う。	健康こども課
児童虐待防止推進事業	○児童虐待防止のため「笑顔広がる心つなぐ講座」として、孤立しない子育てを目指し、講座を実施する。また、リーフレットを作成、全戸配布し、児童虐待防止を推進する。	健康こども課
児童手当事業	○高校3年生相当年齢までの子どもの養育者へ児童手当を支給する。	健康こども課
こども医療費支給事業	○子育て家庭の経済的負担を軽減し、子どもの健全育成と福祉の増進を図るため、子ども（18歳に達した日以降最初の3月31日まで）を対象に医療費の一部負担金を助成する。	町民課
児童遊具設置整備事業	○児童の遊び場に遊具（ブランコ、鉄棒、すべり台、シーソー等）を整備し、屋外での子どもの遊び及び憩いの場づくりを支援する。	社会福祉協議会
地域食堂（子ども食堂）運営助成事業	○地域食堂（子ども食堂）の活動に必要な費用について助成し、運営支援を行う。	社会福祉協議会

(3) 生活困窮者の自立を支える施策

I 住民に期待される役割

- 生活困窮者の状況に関心を持ち、地域で支え合いや相談対応に協力します。

II 行政の取組

- ひとり親家庭等への医療費助成や必要な福祉サービスの提供を通じ、生活の安定と自立を支援します。

III 社会福祉協議会の取組

- 生活福祉資金貸付や食料品・歳末福祉支援など、困窮者への支援事業を推進します。

IV 具体的な施策

施策名	施策内容	担当課等
生活困窮者自立支援制度	○失業などで生活に困っている方に対し、専門の相談支援員が生活の困りごとを一緒に考え、解決に向けてサポートするアスポート相談支援センター埼玉秩父を紹介するなど、生活困窮者に対して関係機関と連携して支援を行う。	福祉介護課
生活保護制度	○様々な事情で生活に困窮する方に対し、困窮の程度に応じて必要な保護を行い健康で文化的な最低限度の生活を保障するため、県福祉事務所と協力して自立支援を行う。	福祉介護課
ひとり親家庭等医療費支給事業	○生活の安定と自立を支援し、福祉の増進を図るため、ひとり親家庭等を対象に医療費の一部負担金を助成する。	町民課
町営住宅	○住宅に困っている、所得が一定水準以下の方に町営住宅を提供する。	建設課
生活福祉資金貸付事業	○県の社会福祉協議会より受託した、生活福祉資金、県障害者福祉資金の貸付相談・借入等の受付け窓口業務を行う。	社会福祉協議会
福祉資金貸付事業	○低所得世帯の急ぎの資金需要を補うため、小口支援資金の貸付事業を行う。	社会福祉協議会
困窮者食料品支援事業	○困窮世帯に対してレトルト食品等を配付し、食の支援を行う。	社会福祉協議会
歳末援護事業	○支援の必要な世帯に歳末見舞金の贈呈を行う。	社会福祉協議会
歳末福祉事業	○困窮子育て世帯等に、ボランティアの手作り弁当とクリスマスケーキの配付を行う。	社会福祉協議会

(4) 防犯力・防災力を高め、安全安心なまちづくりを進める施策

I 住民に期待される役割

- 自主防災組織や防犯活動に参加し、地域の安全・安心の確保に努めます。
- 支援が必要な高齢者や障がい者を把握し、災害や緊急時の協力体制を整えます。
- 交通ルールを守り、子どもや高齢者の安全に配慮します。

II 行政の取組

- 道路交通安全施設の整備や交通安全教育の推進を行います。
- 地域防災計画に基づき、危機管理体制の整備や避難行動要支援者支援を進めます。
- 消防・防災意識の高揚や地域防犯力向上に向けた施策を実施します。

III 社会福祉協議会の取組

- ひとり暮らし高齢者や障がい者の防火・防災・見守り活動を推進します。
- 緊急通報システムの運用や福祉ニーズの把握、火災予防査察を行います。

IV 具体的な施策

施策名	施策内容	担当課等
要支援者への支援体制の整備	○避難行動要支援者名簿 ¹⁰ 及び個別避難計画 ¹¹ の作成を進めるとともに、福祉避難所として協定を締結した施設との連携を図る。	福祉介護課
在宅福祉事業	○日常的に見守りが必要なひとり暮らし高齢者や障がい者に対し、緊急通報システムを設置して緊急時の体制確保を図る。	福祉介護課
危機管理体制の強化	○あらゆる危機を想定し、計画やマニュアル等を整備するとともに、これらが危機発生時に的確かつ迅速に機能するように危機管理体制の強化に努める。	総務課
自主防災組織の育成と防災意識の高揚	○地域全体の総合的な地域防災体制を進めるため、自主防災組織の支援・育成に努め、町民や事業者等の消防・防災意識の高揚を図る。	総務課

¹⁰ 避難行動要支援者名簿…災害対策基本法に基づき、大地震などの災害が起こったときに、自力で避難することが難しく、支援を必要とする人（避難行動要支援者）を、あらかじめ登録しておく名簿。

¹¹ 個別避難計画…災害時または災害が発生する恐れがある場合に、自ら避難することが困難な高齢者や障がい者など（避難行動要支援者名簿に掲載されている人）の避難を支援できるよう、避難先や避難支援の方法などを記載した計画。

施策名	施策内容	担当課等
地域防犯力向上事業	○耐用年数の経過した防犯灯を計画的に更新することで、防犯環境の適正な管理を行う。	総務課
交通安全・指導の充実	○関係機関・団体等と連携して、学校や老人クラブ等に交通安全教育を実施し、交通秩序の保持及び交通事故の防止の推進と交通指導隊の充実を図る。	総務課
交通安全運動の推進	○交通安全運動の充実を図るとともに、交通安全対策協議会や交通安全の会等の推進団体の育成に努める。	総務課
道路交通安全施設の整備	○交通事故防止のため、道路照明灯、カーブミラー、安全標識、区画線等の交通安全施設の整備を進める。	建設課
防火査察事業	○単身高齢者等を対象に、火災が発生しやすくなる時期に先立ち、消防署、町及び社会福祉協議会の共催により火災予防点検を実施する。併せて、緊急通報システムの通報確認及び緊急情報キットの内容確認を行うとともに、生活状況の確認並びに福祉ニーズの把握を行う。	社会福祉協議会

(5) 町民の健康づくりにむけた施策

I 住民に期待される役割

- 自分自身の健康状態や生活習慣に関心を持ち、健康の維持・増進に努めます。
- 地域の健康づくり活動やスポーツ・レクリエーションに積極的に参加します。
- 地域団体の活動を支援し、町全体の健康づくりを促進します。

II 行政の取組

- 健康相談や健康教育等を通じて、町民の健康増進を図ります。
- 自殺予防の知識普及や相談支援体制の充実に取り組みます。
- 保健事業と介護予防事業を一体的に実施し、フレイル予防や健康づくりの知識普及を行います。

III 社会福祉協議会の取組

- 高齢者のスポーツ・レクリエーション活動を支援し、主体的な健康づくりを促進します。

IV 具体的な施策

施策名	施策内容	担当課等
高齢者の保健事業と介護予防事業の一体的な実施	○地域の体操（元気モリモリ体操）やサロンなどの通いの場に理学療法士や保健師等の医療専門職が出向き、健康増進やフレイル予防等についての必要な知識の普及を図る。	健康こども課
地域住民の健康づくりへの意識高揚と関係団体の活動促進	○愛育会、食生活改善推進員協議会等地域団体の活動を促進し、地域の健康づくりを推進する。	健康こども課
成人健康推進事業	○健康相談、健康教育等による健康増進事業の充実を図る。	健康こども課
自殺対策の推進	○自殺予防の知識の普及と啓発に取り組むとともに、相談支援体制の整備と充実を図る。	健康こども課
高齢者いきいき活動支援事業	○高齢者スポーツ・レクリエーション大会を開催し、高齢者向けスポーツを振興することにより、主体的な健康づくりを促進する。	社会福祉協議会

基本目標3 福祉サービスの利用を支援するための体制の強化

(1) 福祉サービスに関する情報提供を充実させる施策

I 住民に期待される役割

- 町の広報紙やホームページ、社協だより、公式LINEなどから情報を積極的に収集します。
- 福祉サービスに関する情報を地域で共有するよう努めます。

II 行政の取組

- サービス利用者の立場に立ち、分かりやすい福祉情報の発信を行います。
- 広報紙や其他媒体を活用し、情報の周知を図ります。

III 社会福祉協議会の取組

- 社協だよりや公式LINEの運営により、社会福祉協議会の事業の紹介や住民参加の促進を図ります。
- ボランティア希望者への相談・登録・派遣の調整を行い、地域活動の情報提供に努めます。

IV 具体的な施策

施策名	施策内容	担当課等
福祉情報の効果的発信	○広報紙等を通じた情報提供は、サービス利用者の立場に立ち、分かりやすい情報の発信を行う。	福祉介護課
機関紙発行及び公式LINEの運営	○社協だより「しあわせ」を発行するとともに、インターネットや社会福祉協議会・公式LINEの運営により社会福祉協議会の事業の紹介と住民参加のための情報提供を行う。	社会福祉協議会
ボランティア活動の相談、登録及び派遣事業	○ボランティアコーディネーターによる相談及び情報提供とボランティア希望者の登録及び派遣に関する調整を行う。	社会福祉協議会

(2) 福祉に関する相談体制を充実させる施策

I 住民に期待される役割

- 相談窓口を必要な際は積極的に利用します。
- 生活上の困りごとや心配ごとについて相談します。
- 必要に応じて、地域に民生委員・児童委員や相談窓口の情報を広めます。

II 行政の取組

- 多世代ふれ愛ベースや地域包括支援センターを通じ、幅広い相談に対応できる体制を整えます。
- 民生委員・児童委員との連携を強化し、必要な援助を行います。
- 相談員の資質向上や研修を推進します。

III 社会福祉協議会の取組

- 福祉サービス利用援助、日常生活支援、心配ごと相談、結婚相談など、幅広い相談支援事業を実施します。
- 住民の安心や自立生活を支える体制づくりに努めます。

IV 具体的な施策

施策名	施策内容	担当課等
地域包括支援センターの運営	○高齢者が住み慣れた地域で、安心してその人らしい生活が維持できるよう、高齢者に関する様々な相談等を行う。	福祉介護課
多世代ふれ愛ベース長瀬の運営	○多世代ふれ愛ベース長瀬に職員を配置し、情報提供や相談業務を行う。	健康こども課
各種相談窓口	○専門の相談員が対応し、法律・行政・登記・人権の無料相談に応じる。	総務課
福祉サービス利用援助事業	○専門員による、福祉サービス利用援助事業の相談、訪問調査、契約書及び支援計画の作成、生活支援員による日常的金銭管理や書類等預かりサービス等の日常生活援助を行う。	社会福祉協議会
心配ごと相談所事業	○心配ごと相談所を開設し、広く住民の相談に応じる。	社会福祉協議会
結婚相談事業	○結婚活動支援センターを設け、登録及び紹介、婚活イベント等を開催する。	社会福祉協議会

(3) 福祉サービスの質の向上のための施策

I 住民に期待される役割

- 福祉サービスや地域福祉活動について知識を深め、理解を持って活用します。
- 地域の福祉活動やネットワークの情報を地域で共有し、協力体制の形成に努めます。

II 行政の取組

- 社会福祉協議会や民生委員・児童委員の活動運営を支援するため、補助金の交付や情報提供を行います。
- 災害や感染症発生等の緊急時に対応できる福祉サービスの体制を整備します。

III 社会福祉協議会の取組

- 民生委員・児童委員協議会と連携し、情報交換や事業協力を推進します。
- ふれあいサロン運営ボランティアのネットワーク形成や研修を実施し、地域福祉活動の充実に努めます。

IV 具体的な施策

施策名	施策内容	担当課等
緊急時のサービス提供体制等の整備	○近年の災害や感染症の発生状況を踏まえ、事業者や関係機関等と連携した支援体制の整備を進める。	福祉介護課
社会福祉協議会補助事業	○社会福祉協議会に対し、事業の円滑な運営を図るため補助金を交付する。	福祉介護課
民生委員・児童委員活動費補助事業	○民生委員が、社会奉仕の精神を持って、常に住民の立場に立って相談や援助を行えるよう、活動費として補助金を交付する。	福祉介護課
民生委員・児童委員協議会との連携	○定期的な情報交換を行い、社会福祉協議会の事業への協力等連携を強化する。	社会福祉協議会
ふれあいいきいきサロン代表者会議	○サロン運営ボランティアの横断的ネットワークづくりと研修を目的に連絡会議を行う。	社会福祉協議会

第5章 長瀬町成年後見制度利用促進 基本計画

1 計画の基本目標と施策体系

成年後見制度は、認知症や知的障がい・精神障がいなどにより判断能力が十分でない方の権利や財産を守り、本人が尊厳を保ちながら安心して暮らせるよう支援する制度です。

国は令和4年3月に「第二期成年後見制度利用促進基本計画」を閣議決定し、本人の意思を尊重した支援や、地域における権利擁護のため、引き続き支援ネットワークの構築と、中核機関の整備・充実を図り、任意後見制度や補助・保佐の適切な活用などを重点的に推進します。

本町では、こうした国の方針を踏まえ、『誰もが権利を擁護され、いつまでも暮らし続けられる地域づくり』を基本目標として「長瀬町成年後見制度利用促進基本計画」を策定し、成年後見制度の理解を深める施策や、制度の利用が必要な方への支援を総合的に展開します。なお、計画期間は5年間とし、「長瀬町地域福祉計画・地域福祉活動計画」と同時期に見直しを行います。

基本目標

誰もが権利を擁護され、
いつまでも暮らし続けられる地域づくり

基本施策

(1) 地域連携ネットワークの構築

・成年後見センターの整備
・地域連携ネットワークの構築

(2) 成年後見制度の利用支援

・利用しやすい制度の運用
・後見人の育成
・福祉サービス利用援助事業
(あんしんサポートねっと)からの
スムーズな移行

2 施策展開

(1) 地域連携ネットワークの構築

現状と課題

本町では、高齢化が進む中で認知症の高齢者や、判断能力の面で支援が必要な方の権利擁護の重要性が一層高まっています。本人や家族だけで制度の利用や支援を把握することは難しい面もあり、地域における情報の共有や関係機関の連携の強化が課題となっています。

また、制度を円滑に活用するための中心的な窓口や調整役としての中核機関の更なる整備や機能強化も求められています。本人の意思を尊重しつつ、権利擁護支援が確実に行われる体制を地域全体で構築することが、今後の重要な課題です。

○ 具体的な施策

施策名	施策内容	担当課等
成年後見センターの整備	<ul style="list-style-type: none"> ○町の権利擁護支援・成年後見制度利用促進機能を強化するため、その中心的な役割を担う中核機関として成年後見センターを設置し、運営を図る。 ○町は、弁護士、司法書士、社会福祉士、精神保健福祉士などの専門職に対し、地域連携ネットワークの中心的な担い手として、成年後見センターの円滑な業務運営に積極的な協力を依頼する。 ○家庭裁判所や関係機関と連携をしながら、制度の広報、相談、利用促進、後見人の支援等に関する各事業を推進する。 	福祉介護課
地域連携ネットワークの構築	<ul style="list-style-type: none"> ○権利擁護支援の必要な方を発見し、適切に必要な支援につなげる体制を構築する。 ○本人に身近な親族、医療・福祉・地域等の関係者と後見人によるチームを組織し、そのチームが本人を支える体制を構築する。 ○成年後見センターが中心となり、各専門職団体及びNPO法人、医療、福祉関係者等が定期的に集まる利用促進協議会を組織し、本人を支えるチームを支援するとともに、制度の利用のしづらさ等、地域課題の検討・調整・解決に向けて協議する。 	福祉介護課

※ 成年後見センターの4つの機能

各機能とその概要

機能	概要
広報	○成年後見制度について、パンフレット作成、配布、研修会の開催など普及・啓発を行います。
相談	○相談者の状況に応じた必要な支援につなげます。 ○専門職団体や地域包括支援センター等の関係機関と連携した支援を行います。
利用促進	○市民後見人 ¹² の育成や受任調整、その後の活動支援を行うための調整を行います。
後見人支援	○親族後見人からの相談に対応するとともに、専門的知見が必要であると判断された場合において、専門職団体の協力を得ながら意思決定支援・身上保護を重視した後見活動が円滑に行われるよう支援します。

¹² 市民後見人…特別な研修を受けた、地域に住む一般の方による後見人のこと。
弁護士や司法書士などの資格をもたない、親族以外の方が、市町村等の支援をうけて成年後見人として後見業務を適正に担う。

(2) 成年後見制度の利用支援

現状と課題

本町では、高齢化の進展による認知症高齢者や独居高齢者の増加に伴い、成年後見制度の利用の必要性が高まっています。しかし、制度を十分に理解している方は限られており、本人や家族が安心して利用できる体制の整備が課題となっています。

また、利用者の意思を尊重した支援や身上監護を確実に行うためには、後見人の適切な選任や養成、養成後の活用・フォローアップ体制の整備も重要です。

本町では、これらの課題に対応し、制度利用の支援と後見人育成・活用を総合的に推進していく必要があります。

○ 具体的な施策

施策名	施策内容	担当課等
利用しやすい制度の運用	<ul style="list-style-type: none"> ○財産管理だけでなく、利用者である認知症高齢者や障がい者の意思決定支援、身上監護を大切にするために、利用者の特性や支援ニーズに応じた支援者が選任されるよう努める。 ○本人・支援者が安心して利用できるように家庭裁判所や関係機関と連携を図る。 ○本人の経済的な困窮や、申立てをする親族がいない等の場合には、報酬助成制度や町長申立制度の利用につなげられるよう、必要な時に制度が利用できる体制を整備する。 	福祉介護課
後見人の育成	<ul style="list-style-type: none"> ○制度の利用を支援する人材を確保するため、後見人の養成について情報提供を進める。 ○新たな後見人となる人材の育成として、後見人の養成に向けて取り組む。 ○養成した人材を活用するための仕組みを段階的に整備し、関係機関と連携をしながらフォローアップできる体制を構築する。 	福祉介護課
福祉サービス利用援助事業（あんしんサポートねっと）からのスムーズな移行	<ul style="list-style-type: none"> ○福祉サービス利用援助事業は、判断能力が十分でない人が福祉サービスの利用手続や金銭管理において支援を受けるサービスで、利用開始にあたり医学的判断が求められないこと、生活支援員等による見守り機能を生かし、本人に寄り添った支援が可能であることなどの特徴があることから利用促進を図る。 	社会福祉協議会
	<ul style="list-style-type: none"> ○地域連携ネットワークを構築する中で、福祉サービス利用援助事業等の関連制度と成年後見制度との連携・強化が必要なことから、成年後見制度への転換が望ましいケースについては、成年後見制度へのスムーズな移行等が進められるよう体制構築を目指す。 	福祉介護課

第6章 長瀬町再犯防止推進計画

1 計画の基本目標と施策体系

再犯防止は、安全で安心な地域社会を築くうえで、極めて重要な課題です。

犯罪・非行をした人が社会の中で立ち直るためには、生活の安定や地域の理解、切れ目のない支援が欠かせず、地域全体で支える環境づくりが求められます。

平成28年に「再犯の防止等の推進に関する法律（再犯防止推進法）」が施行され、犯罪・非行に関わった人の円滑な社会復帰を促進し、再犯防止を通じて安全・安心な社会の実現に寄与することが目的とされました。

また、国において策定された第二次再犯防止推進計画（令和5年度～令和9年度）では、就労・住居の確保や地域・民間との連携、継続的で切れ目のない支援体制の整備などが重点課題として示されています。

本町では、こうした国の方針や法の理念を踏まえつつ、基本目標を『再犯のない地域社会の実現に向け、地域全体で立ち直りを支える』と定め、「長瀬町再犯防止推進計画」を策定しました。地域住民・企業・関係団体などがそれぞれの立場で協力し、誰一人として取り残さない、温かく支える地域づくりを進めます。

基本目標

再犯のない地域社会の実現に向け、
地域全体で立ち直りを支える

基本施策

(1) 就労・住居確保等のための取組

(2) 保健医療・福祉サービスの利用促進

(3) 犯罪防止や更生保護活動における広報・啓発活動

(4) 更生保護関係団体等との連携・支援

具体的な施策

- ・ハローワークとの連携強化
- ・生活困窮者自立支援制度
- ・生活保護制度
- ・協力雇用主制度の周知
- ・町営住宅

- ・障害者自立支援等給付事業
- ・障害のある人に対する相談支援体制の充実・強化
- ・地域包括支援センターとの連携

- ・社会を明るくする運動の推進
- ・麻薬・覚醒剤・大麻乱用防止運動への協力
- ・ながとろ安心・安全メール
- ・犯罪防止街頭キャンペーンへの協力

- ・関係機関等との連携
- ・関係団体等への活動支援
- ・再犯防止会議等への参加
- ・非行防止パトロールの実施

2 施策展開

(1) 就労・住居確保等のための取組

現状と課題

再犯の背景には、安定した仕事や住まいを確保できないことによる生活の不安定さがあります。

地域では、就労支援や生活相談など、再出発を応援する取組が進められていますが、支援の輪をより広げていくことが大切です。

関係機関と連携しながら、困りごとを抱える方が地域で安心して暮らし続けられるよう、きめ細かな支援を進めていくことが求められています。

また、失業や経済的困窮など、生活基盤が不安定な人への自立支援を継続的に行うことで、再犯防止と地域での安定した生活支援の両立を推進します。

○ 具体的な施策

施策名	施策内容	担当課等
ハローワークとの連携強化	○ハローワーク等が主催する障害者就職面接会の共催、町広報紙へ掲載し周知を図るとともに、開催当日の人的支援を行う。	福祉介護課
	○求人情報や就職面接会の案内、就職相談等におけるハローワークの紹介を行うなど、就職活動者に対して関係機関と連携して支援を行う。	産業観光課
生活困窮者自立支援制度【再掲】	P43 第4章-基本目標2-(3)	福祉介護課
生活保護制度【再掲】	P43 第4章-基本目標2-(3)	福祉介護課
協力雇用主制度の周知	○犯罪などをした人の就労支援を推進するため、協力雇用主制度の周知に努める。	福祉介護課
町営住宅【再掲】	P43 第4章-基本目標2-(3)	建設課

(2) 保健医療・福祉サービスの利用促進

現状と課題

国の再犯防止推進白書（令和4年版）によると、高齢出所者の2年以内再入率¹³は、他の世代に比べて高く、また、知的障がいのある受刑者については、一般に再犯に至るまでの期間が短くなっています。背景として、必要とされる福祉的支援が行き届いていないことがあげられます。

犯罪した高齢者や障がい者等で自立した生活を営むうえでの困難を有する人やアルコールや薬物等の依存症患者へ必要な保健医療・福祉サービスが速やかに提供されるよう関係機関との連携強化を図る必要があります。

○ 具体的な施策

施策名	施策内容	担当課等
障害者自立支援等給付事業	○「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」による様々なサービスを組み合わせた各個人にあった支援を行う。	福祉介護課
障害のある人に対する相談支援体制の充実・強化	○地域における障がいのある人に対する相談支援体制の充実・強化のため、相談・支援機関と連携し、それぞれの人を抱える障がいに関する悩み事や心配事など、総合相談を受ける。	福祉介護課
地域包括支援センターとの連携	○介護・健康・福祉等で生活に不安のある人に対する相談窓口である地域包括支援センターと連携し、相談支援の充実及び自立した生活の支援を行う。	福祉介護課

¹³ 2年以内の再入率…出所年を含む2年間において、刑務所等に再入所等する者の割合。

(3) 犯罪防止や更生保護活動における広報・啓発活動

現状と課題

罪を犯した人の立ち直りや更生支援については、地域の中で理解と関心を広げていくことが引き続き重要です。

「社会を明るくする運動」などの啓発活動は、犯罪や非行の防止にとどまらず、再出発を支える地域の意識づくりにもつながっています。

今後も、薬物乱用防止や防犯活動など、分野を超えた取組を重ねることで、地域ぐるみで安全で安心なまちづくりを進めていくことが求められます。

○ 具体的な施策

施策名	施策内容	担当課等
社会を明るくする運動の推進	○犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場で力を合わせ、安全で安心な明るい地域社会を築くための普及啓発として、ポスターの掲示、啓発品の配布や街頭活動を行う。	福祉介護課
麻薬・覚醒剤・大麻乱用防止運動への協力	○薬物乱用防止ポスターの掲示を行い、啓発活動に協力する。	健康こども課
ながとろ安心・安全メール	○防犯に関する情報などを、Eメールで配信する。	総務課
犯罪防止街頭キャンペーンへの協力	○防犯意識の向上と地域ぐるみの防犯活動の促進を目的とした、防犯のまちづくり街頭キャンペーンに協力する。	総務課

(4) 更生保護関係団体等との連携・支援

現状と課題

再犯防止の取組を地域で進めていくためには、更生保護関係団体や地域ボランティアなど、様々な主体との連携が欠かせません。

本町においても、更生保護観察協会や保護司などが、立ち直りを支える活動を地域で継続して行っています。

町としても、会議や研修会を通じて最新の知見を共有しながら、活動への支援や情報提供を進めています。

今後も、地域団体との協働をさらに深め、地域ぐるみでの再犯防止と青少年の健全育成を推進していくことが重要です。

○ 具体的な施策

施策名	施策内容	担当課等
関係機関等との連携	○犯罪をした人が自立困難な場合、速やかに福祉サービス等を受けることができるよう、地域生活定着支援センター ¹⁴ などの関係機関との連携に努める。	福祉介護課
関係団体等への活動支援	○活動支援のため、埼玉県更生保護観察協会秩父支部に対して、分担金の支出を行う。 ○保護司が保護観察対象者等と面接を行う場所として、役場庁舎等の公共施設の提供を行う。	福祉介護課
再犯防止会議等への参加	○県などが主催する会議や研修会に参加し、最新情報などを収集して事業の推進に努める。	福祉介護課
非行防止パトロールの実施	○青少年育成推進員の協力を得て、非行防止を目的とした町内全域のパトロールを実施する。	教育委員会

¹⁴ 地域生活定着支援センター…矯正施設退所者の中でも福祉的な支援を必要とする高齢者や障がい者に対して、社会復帰と地域生活への定着を支援する施設。

第7章 計画の推進

1 地域福祉の担い手

(1) 町民

地域福祉の基盤は、地域に暮らす一人ひとりの思いやりとつながりに支えられています。

町民は、地域の一員として自らの暮らしと地域のあり方を考え、互いに支え合う意識を大切にしながら、身近な活動や行事に積極的に参加することが求められます。

日頃からの交流や声かけを通じて、困ったときに助け合える関係を築くことが、誰もが安心して暮らせる地域づくりにつながります。

(2) 社会福祉協議会

社会福祉協議会は、地域福祉の推進を担う中核的な団体として、地域住民や関係機関、行政との連携のもと、地域全体の福祉活動を支えています。

地域の福祉ニーズを把握し、課題解決に向けた取組を調整・推進するとともに、ボランティア活動や住民参加の促進、支援が必要な人が安心して暮らせる地域づくりを進めます。

また、関係団体や民生委員・児童委員等との協働を通じ、地域福祉の基盤強化と多様な支援体制の構築を図ります。

(3) 民生委員・児童委員協議会

民生委員・児童委員は、地域における身近な相談役として、生活上の困りごとや福祉課題の早期把握、必要な支援につなぐ役割を担っています。また、地域の見守りや支え合いの活動を通じて、高齢者や子育て世帯など誰もが安心して暮らせる地域づくりに寄与しています。

民生委員・児童委員協議会は、相互の連携や情報共有を図り、関係機関・団体との協働を通じて、地域福祉の推進に向けた多様な活動を展開しています。これらの活動は、本計画が目指す「地域で支え合う仕組みづくり」を実現するうえで、重要な役割を担うものです。

(4) 行政区

行政区は、地域住民が身近な課題を話し合い、協力しながら解決を図る、地域福祉の基礎的な単位です。高齢者の見守りや災害時の支援など、日常生活に密着した活動を通じて、地域の安全・安心を支える役割を担っています。

町や社会福祉協議会、民生委員・児童委員等と連携しながら、地域内の支え合いの仕組みづくりや福祉活動の推進に積極的に関わることが期待されます。行政区が持つ住民同士のつながりや自主的な取組は、地域共生社会の実現に向けた大きな力となります。

(5) 企業、商店等

企業や商店等は、地域社会の一員として、本来の事業活動と地域における福祉ニーズを結びつけた、有償・無償の福祉サービスを提供することが求められています。また、高齢者や障がい者などの生きがいや社会参加意欲を高める雇用機会の提供など、地域に開かれた取組が期待されます。

(6) 社会福祉法人等

社会福祉法人や福祉事業者は、地域に根ざした専門的な知識や技術を生かし、利用者へのサービス提供とともに、地域住民の暮らしを支える重要な役割を担っています。

施設の開放や地域交流の場づくり、災害時における福祉避難所としての協力など、地域の一員としての社会貢献が求められています。

今後は、地域福祉の多様な課題に対応するため、町や社会福祉協議会、他の関係団体と連携し、住民が安心して暮らせる地域づくりに積極的に取り組むことが期待されます。

(7) ボランティア、NPO 法人等

ボランティアや NPO 法人は、地域の課題解決や福祉活動を支える身近な担い手として重要な役割を果たしています。

地域の枠を超えた柔軟な活動や、専門性を生かした支援など、地域福祉の多様な分野での活躍が期待されています。

町や社会福祉協議会との連携を深め、住民が参加しやすい活動環境を整えることで、地域における支え合いの輪を広げていきます。

(8) 老人クラブ、PTA、子ども会育成会等

老人クラブ、PTA、子ども会育成会などの地域の任意団体は、それぞれの目的に沿って活発に活動し、地域の活性化や住民のつながりの形成に大きく貢献しています。

今後は行政区や他の地域団体との連携をさらに深め、地域福祉の担い手としての役割を一層広げ、住民同士の支え合いの輪を強めていくことが期待されます。

2 計画の推進体制

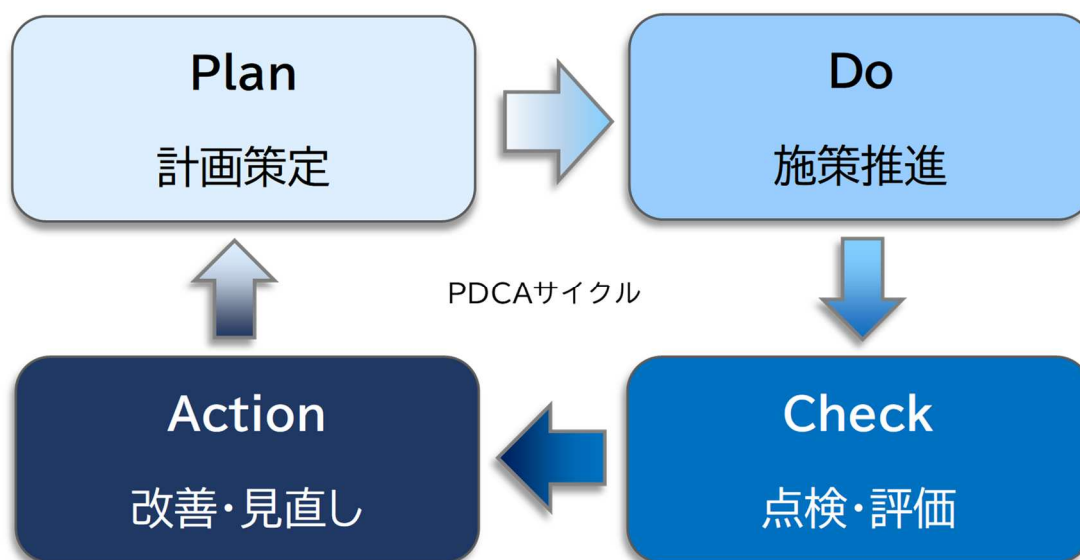
地域福祉を効果的に推進するためには、住民一人ひとりが自らの役割を理解し、地域福祉を担う当事者としての自覚を持つことが重要です。そのうえで、町や社会福祉協議会、民生委員・児童委員、各種団体、ボランティアなど、地域の多様な関係者が課題を共有し、協働して取り組むことが求められます。

そのためには、「連携」の強化が不可欠です。住民同士、住民と団体、団体と町、町と住民など、多層的な関係を密接につなぎ、共通の課題認識のもとに活動を進める体制を整備します。こうした協働の仕組みにより、地域全体で支え合いながら、住民一人ひとりが安心して暮らせる地域づくりを推進していきます。

3 計画の進捗管理

本計画は、各施策の実効性を高めるため、PDCAサイクルの考え方に基づき、定期的な進行管理と事業評価を行います。

「PDCAサイクル」とは、「計画を立て（P：Plan）、それを実行し（D：Do）、その結果を点検・評価して（C：Check）、必要に応じて適宜改善していく（A：Action）」という一連の流れによる「継続的な改善の仕組み」です。



資料編

1 長瀬町健康福祉推進委員会設置要綱

平成23年1月26日

告示第1号

長瀬町保健福祉総合振興対策審議会設置要綱(平成8年長瀬町告示第2号)の全部を改正する。

(設置)

第1条 長瀬町における健康福祉に関する施策を、町民参加により総合的かつ効果的に推進するため、長瀬町健康福祉推進委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(協議事項)

第2条 委員会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項を協議する。

- (1) 健康福祉政策の総合的な推進に関すること。
- (2) 健康福祉に係る各種計画策定及び推進に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、健康福祉政策の充実に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は保健医療、福祉、介護等に関係する機関、事業所に勤務している者又は事業主並びに学識経験者及び町民のうちから町長が委嘱する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は3年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第5条 委員会に会長を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、会務を総理し委員会を代表する。
- 3 会長に事故あるときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、会長が招集し、会議の議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数の場合は、会長の決するところによる。
- 4 委員会は、必要があると認める場合は、委員以外の者の出席を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、福祉介護課及び健康子ども課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか委員会に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

- 1 この告示は、公布の日から施行する。
- 2 この告示の施行の際、現に改正前の告示の規定により委員に委嘱されている者は、改正後の第3条の規定により委員に委嘱された者とみなす。ただし、その任期は、この告示の施行の際における委員としての残任期間に相当する期間とする。

附 則(令和5年告示第25号)

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

附 則(令和6年告示第3号)

この告示は、公布の日から施行する。

2 長瀬町健康福祉推進委員会委員名簿

(敬称略)

No.	氏名	役職等	備考
1	板谷 定美	社会福祉法人長瀬福祉会 理事長	会長
2	近藤 一美	長瀬町区長会 会長	
3	南須原 宏城	南須原医院 院長	
4	倉田 公代	長瀬町愛育会 会長	
5	小菅 はる江	長瀬町食生活改善推進員協議会 会長	
6	大澤 喜一郎	長瀬町老人クラブ連合会 会長	
7	染野 昇一	長瀬町身体障害者福祉会 会長	
8	小沢 こず江	長瀬町知的障害者相談員	
9	染野 操	長瀬町民生委員児童委員協議会 会長	会長職務代理
10	浅見 正枝	長瀬町ボランティア団体連絡協議会 会長	
11	乙益 直美	社会福祉法人長瀬会 高砂保育園 園長	
12	佐久間 千浩	社会福祉法人わかたけ会 たけのこ保育園 園長	
13	新井 敦	学校法人英愛学園 認定こども園長瀬幼稚園 園長	
14	関根 泉	埼玉司法書士会会員 (司法書士法人アイランズ)	
15	猪野塚 将	秩父福祉事務所 所長	
16	丸山 裕之	秩父公共職業安定所 統括職業指導官	
17	新井 康代	生活支援センター アクセス 施設長	
18	南 哲也	公益社団法人長瀬町シルバー人材センター 事務局長	
19	井深 道子	長瀬町教育委員会 教育長	
20	福島 賢一	社会福祉法人長瀬町社会福祉協議会 事務局長	

3 計画策定の経過

年月日	策定経過
令和7年6月25日	長瀬町健康福祉推進委員会（書面開催） （1）地域福祉を推進するための町民意識調査（アンケート）の実施について
令和7年7月8日～ 令和7年7月31日	地域福祉を推進するための町民意識調査（アンケート）の実施
令和7年10月31日	第1回長瀬町健康福祉推進委員会 （1）地域福祉を推進するための町民意識調査結果について （2）地域福祉計画・地域福祉活動計画骨子（案）について （3）第10期長瀬町高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定に向けたアンケート調査について
令和7年12月17日	第2回長瀬町健康福祉推進委員会 （1）地域福祉計画・地域福祉活動計画（案）について
令和7年12月22日～ 令和8年1月20日	パブリックコメントの実施
令和8年2月18日	第3回長瀬町健康福祉推進委員会 （1）地域福祉計画・地域福祉活動計画（最終案）について （2）長瀬町障がい者計画・第8期障がい福祉計画・第4期障がい児福祉計画策定に向けたアンケート調査について （3）第10期長瀬町高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定に向けたアンケート調査の回収状況について
令和8年3月	「長瀬町 地域福祉計画・地域福祉活動計画 【第3次】」の公表

長瀬町 地域福祉計画・地域福祉活動計画【第3次】

発行 令和8年3月

長瀬町福祉介護課

〒369-1392

埼玉県秩父郡長瀬町大字本野上 1035 番地 1

TEL : 0494-66-3111

長瀬町社会福祉協議会

〒369-1304

埼玉県秩父郡長瀬町大字本野上 1021 番地

長瀬町保健センター2階

TEL : 0494-66-1139
